

令和3年第3回定例会

(第2日)

令和3年9月10日

令和3年第3回平川市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程（第2号）令和3年9月10日（金）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

- 1番 葛西 勇 人
- 2番 山谷 洋 朗
- 3番 中 畑 一二美
- 4番 石 田 隆 芳
- 5番 工 藤 貴 弘
- 6番 工 藤 秀 一
- 7番 福 士 稔
- 8番 長 内 秀 樹
- 9番 佐 藤 保
- 10番 山 田 忠 利
- 11番 大 澤 敏 彦
- 12番 原 田 淳
- 13番 桑 田 公 憲
- 14番 齋 藤 剛
- 15番 工 藤 竹 雄
- 16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

市 長	長 尾 忠 行
副 市 長	古 川 洋 文
教 育 長	須々田 孝 聖
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲
農業委員会会長	今 井 龍 美
代表監査委員	鳴 海 和 正
総 務 部 長	對 馬 謙 二
総務部総務課長	佐 藤 崇
企画財政部長	西 谷 司
市民生活部長	欠
市民生活部市民課長兼選挙管理委員会事務局長	今 井 匡 己

健康福祉部長
尾上総合支所長
経 済 部 長
建 設 部 長
碓ヶ関総合支所長
教育委員会事務局長
平川診療所事務長
会 計 管 理 者
農業委員会事務局長
監査委員事務局長

工 藤 伸 吾
工 藤 敢 司
對 馬 一 俊
原 田 茂
齋 藤 茂 樹
三 上 裕 樹
宮 川 厚
三 上 庚 也
小 野 生 子
成 田 満

○出席事務局職員

事 務 局 長
総務議事係長
主 事

小田桐 農夫吉
河 田 麻 子
藤 木 遥 奈

○議長（桑田公憲議員） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いします。

傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いします。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

また、本定例会中、新型コロナウイルス感染予防のため、本会議場の扉を開放し密閉空間とならないようにしております。

なお、発言の際は、マスク等の着用をお願いします。

市民生活部長について、本日、欠席する旨、市長より報告がありました。代理として、市民課長が出席しておりますので、お知らせします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の方法については、議会運営委員会において、一括質問方式と一問一答方式の選択制をとっています。どちらも質問席において行うこととし、質疑応答の時間はおおむね一時間以内とします。なお、会議規則第56条の規定にかかわらず、質問の回数制限を設けておりません。

また、議会運営申し合わせにより、一般質問通告一覧表の内容と関連のない質問及び答弁を求める者以外への質問は、原則として許可されませんので御注意ください。

議員におかれましては、傍聴者や市民の方に分かりやすい質問を、また、理事者側においても、同様の答弁をお願いします。

次に、発言の許可についてですが、議員は質問席に移動後、最初の質問を行う際に、挙手した上で議席番号を教えてください。なお、次の質問からは、議席番号は省略して結構でございます。

また、特別職を除いた市職員は挙手した上で職名を告げ、議長の許可を得てから発言されますようお願いします。

それでは、一般質問を行います。配付しております一般質問通告一覧表のとおり、一般質問者は13名であります。

本日は、第1席から第4席までを予定しております。

なお、第2席、葛西勇人議員より一般質問に関する資料について、事前配付の申出がありましたので、これを許可しております。

第1席、12番、原田 淳議員の一般質問を行います。

原田 淳議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

原田 淳議員、質問席へ移動願います。

（原田 淳議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員の一般質問を許可します。

○12番（原田 淳議員） 改めて、おはようございます。ただいま、議長より一般質問の許可を頂きました第1席、議席番号12番、原田 淳です。通告どおり順次質問してま

いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

1. 碓ヶ関地域の水道料金について伺います。水は、地球上においてあらゆる形態の生命にとって不可欠であり、水がなければ生き延びることはできません。特に、人間にとって水は最も重要な要素です。多くの人は水を取ることによって一部のビタミンやミネラルを摂取しなくても数週間、または数か月間、生きていくことができますと言います。その水、飲料水、碓ヶ関地域の水道料金については、今まで何人かの議員が質問しております。平成27年の第4回定例会において、碓ヶ関地域住民の水道料金を補填することについて市長は3つほど問題があるような答弁をしておりました。

当時の市長の答弁では、久吉ダムの飲料水、口径が20ミリメートルで25立方メートルを使用した場合に、飲料水の料金を補填すれば、まず第1点目、年間約3,000万円必要となること、そして毎年3,000万円補填することに対して、2点目、市民の御理解を頂かなければならないと。また、久吉ダム水道企業団は大鰐町と碓ヶ関地域の2つだけの企業団であることから、碓ヶ関地域だけを市で補填することにより、3点目、大鰐町との間に格差が生まれると。そのようなことから、碓ヶ関地域の水道料金を市で補填することは難しい問題であると考えますと、このような答弁をしております。私も年間約3,000万円毎年補填していくことは難しいと思っておりました。

さて、当市の飲料水の給水は大きく分けて津軽広域水道企業団と久吉ダム水道企業団に加入しております。津軽広域水道企業団は10市町村で構成され、口径が20ミリメートルで10立方メートルまで使用した場合が基本料金となっております。10市町村全てその基本料金が違っています。安いところでは弘前市1,702円、高いところでは五所川原市の3,517円、その差は1,815円となっているようです。単純に10市町村の平均が2,651円となっております。津軽広域水道企業団から給水しているのが平賀地域と尾上地域で、口径が20ミリメートル、10立方メートルまでの基本料金は2,420円、久吉ダム水道企業団から給水している碓ヶ関地域で、口径が20ミリメートル、10立方メートルまでの基本料金は3,315円となっており、平賀・尾上地域との差は895円となっております。

合併してもう15年もたっています。碓ヶ関地域も、平賀・尾上地域も、同じ市民です。口径20ミリメートル、10立方メートルの基本料金の差額を碓ヶ関地域の方々に補填していただき、そして市内全て統一した基本料金にしていだけないでしょうか。市長、答弁をお願いします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 原田 淳議員御質問の碓ヶ関地域の水道料金についてお答えいたします。前にも答弁しておりますけれども、碓ヶ関地域の水道料金と、平賀・尾上地域の水道料金が違うということは、これまでの一般質問の中でも取り上げられてきた話題であります。この水道料金の違いについては、議員御指摘のとおり口径20ミリメートルの基本料金で比較した場合、平賀・尾上地域より碓ヶ関地域のほうが895円高い状況にあります。この料金は平川市水道事業と久吉ダム水道企業団の両事業者が、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としている中で設定されているものであります。一方で、久吉ダム水道企業団へは、水道料金の高騰を防ぐ対策として当市と大鰐町から財政支援をしており、当市では年間約3,500万円を補助することで、水道料金が高騰しないよう取り組んでいるところであります。

このような中、久吉ダム水道企業団を構成する碓ヶ関地域だけに平川市から財政支援をすることは、企業団の中で料金格差が生まれることとなりますので、これまでの答弁の繰り返しとなりますが、平川市だけでは平賀・尾上地域との料金の違いを解消できるものではありませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 平成27年の答弁と同じような答弁でした。基本料金を統一するにはやはりなかなか難しいようです。

津軽広域水道企業団では、今年4月から水道水の基本料金と使用料金を引き上げたと考えております。また、新たにつがる市、五所川原市が今年度から企業団に加入し給水していることから、収入が増となる見通しだと聞いております。当市においては、津軽広域水道企業団の基本料金、使用料金の値上げを受けてかどうか分かりませんが、昨年度までは1万811立方メートルを給水していましたが、今年度から7,678立方メートルを給水し、3,133立方メートルの減となっていると聞いておりますが、間違いはないですか、部長。今まで1万立方メートル以上給水をしておりましたが、今年からいきなり3,000立方メートル以上の給水の減。それで市民への給水が間に合うのかどうか疑問に思うというよりも、今現在、給水が間に合っているようです。じゃあ今まで、昨年度までの1万立方メートル以上の給水量は何であったのかと。部長。このことについては通告外ですので、答弁は要りません。今、給水3,133立方メートル減により、年間約3千数百万円の歳出の減、つまり津軽広域水道企業団への支払いが少なくなっていると考えております。企業団への支払いが少なくなったことにより、平賀・尾上地域の市民の水道料金は引下げになったかということ、基本料金は同じで2,420円、現状のままだと思っております。碓ヶ関地域で久吉ダムの水を飲料している家庭は818件だそうです。平賀・尾上地域と碓ヶ関地域との基本料金の差は、先ほども言いましたが、月895円。単純に久吉ダム水道企業団の水を飲料している家庭の数と津軽広域水道企業団のその差額を掛けますと年間約878万5,000円となります。この年間約878万5,000円を碓ヶ関地域の方々のために基本料金を補填していただけないでしょうか。その予算として、津軽広域水道企業団への支払いが年間約3千数百万円減となっていることから、その金額で補填して統一した基本料金にさせていただきたいと思っております。いま一度お願いします。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 議員御指摘のとおり、今年度から平川市水道事業が津軽広域水道企業団に支払う受水費は、年間約3,000万円の減になる見込みとなっておりますが、その金額から久吉ダム水道企業団に補填して統一した基本料金にすることは、それぞれの事業体で料金収入をもって経営を行う、いわゆる独立採算制の基本原則から外れることになり、先ほどの答弁と同じであります。実施することはできませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 独立採算制があるから難しいというようなことでした。たまたま給水するダム、企業団が異なることによって基本料金に大きな差があります。基本料金の差があることはその事業の経営状態によって異なることは理解できます。津軽広域水道企業団の歳入から碓ヶ関地域の方へ補填するとなりますと、簡単にはいかないよ

うです。このことについては後ほど改めてまた聞きます。

市民の御理解を頂かなければならない、ということについてお聞きいたします。碓ヶ関地域での水道水の口径が20ミリメートル、25立方メートルを使用した場合。市長が25立方メートルと言ったのは、平均で25立方メートル使用されているということからだと聞いております。その25立方メートルを使用した場合、補填するとすれば年間約3,000万円が必要となることから、市民の理解を頂かなければならない、ということを市長は言っておりましたが、市民から理解を得ることができるかどうか、このことについての判断はどのような方法が考えられますか。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 先ほども申し上げましたとおり、減額となった津軽広域水道企業団への受水費約3,000万円については、平川市水道事業の耐震化や老朽管の更新など今後の市の水道事業へ充当することになりますので、このことを鑑みますと、市民の理解は難しいものと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） なかなか難しいようです。私は、両企業団の基本料金の基準口径が20ミリメートル、水量が10立方メートルとなっていることから、その差額を補填するとした場合には、先ほども言いましたが、単純に計算して年間約878万5,000円。このことについて、市民の理解を得られるかどうか、津軽広域水道企業団においては、平川市上下水道事業経営審議会があります。知識経験を有する方が、平賀・尾上・碓ヶ関地域の市民から7人と市議会議員から3人の計10人で構成されています。また、久吉ダム水道企業団においても、水道事業経営審議会と言っているのかどうか分かりませんが、審議会があるそうです。知識経験を有する方が、平賀・尾上・碓ヶ関地域の方が5人と市議会議員3人の計8人で構成されていると聞いております。このように両企業団に審議会があることから、一堂に会して碓ヶ関地域の基本料金の補填について審議していただいてはどうでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 平川市上下水道事業と久吉ダム水道企業団水道事業の経営審議会は、それぞれの事業の経営に関する諮問事項を調査審議するための組織でありますので、ほかの事業の調査審議する組織でないことから、両事業の委員が一堂に会して協議することはできないと考えますので、御理解を頂きたいと思えます。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） できないでなくやろうとしないだけでないんですか。一堂に会して、この問題について一回協議していただいてもいいかと思えますよ。その結果今みたいな回答が出たならば、それはそれで仕方がないと思えますけれども、それが無理なのであれば議員全員にその問題を提起するべきではないかと思えますけれども、その辺についていま一度お願いします。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 経営審議会を含めて何かの場を設けてということでもありますけれども、今お答え申し上げているのは企業団の年間受水費3,000万円、これを切り口にということでもありますので、これを根拠に私は今お答え申し上げます。ただし、

別の観点から、要はこの受水費3,000万円ということではなくして、経営審議会ではなく、違う方法で協議するという、それを全部否定するものではありません。ですので、何かの形で協議することは検討する課題であると考えます。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 私は津軽広域水道企業団からの3,000万円についてこだわりはありません。先ほど言ったとおり、できれば補填。碓ヶ関地域の水道料金に対して、基本料金ですよ、10立方メートルの。それについて協議する場を持っていただきたいと思っております。そのことについて、企業団が違えば云々かんぬんと言っていますけれども、今これからそれについてちょっと質問します。

まずもって、大鰐町との格差についてお伺いいたします。碓ヶ関地域の方々に基本料金を補填したならば、確かに大鰐町との水道料金の格差は生まれてくることでしょうか。津軽広域水道企業団に加入している全て、10市町村それぞれ基本料金を設定しており、料金が違います。特に差があるのは、先ほども言いましたが、弘前市と五所川原市では1,815円の基本料金の差があります。それぞれの市町村によっていろいろ財政事情があることから、同じ企業団の水であっても基本料金は違ってきます。このことについては、津軽広域水道企業団の水は同じだから加入している市町村の基本料金を統一するべきであるとは言えないわけです。それぞれ各市町村の財政事情があることから、このことについては市長も理解していると思っております。当市において、碓ヶ関地域の水道水の基本料金を補填したならば、確かに大鰐町との格差が生まれます。しかし、当市と大鰐町とでは、それぞれ財政事情が違うわけです。津軽広域水道企業団に加入している各市町村の基本料金が違うように、久吉ダム水道企業団においても同様に考えていただけないでしょうか。

碓ヶ関地域の方々は同じ平川市民です。人間にとって、それも生きていくために最も重要、必要とされる水。このことについて同じ市民間において差はあっていいものなのかどうか。確かに飛び地的な地域となっていますが、平川市民同士、特に生きるために必要な水については、差はあってはならないと、そういう位置づけで考えるべきではないかと思えます。市長はいつも公正・公平と言っているのではないのでしょうか。この公正・公平を保つためにも、碓ヶ関地域の水道水の基本料金の差額分について一般会計からでも補填していただけないでしょうか。市長。いま一度答弁をお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 後段と申しますか、前段の部分につきましては建設部長より答弁させますが、まず最後に頂きたいいわゆる一般会計から補填してでもこの差を解消できないものかというふうなことでございます。議員御指摘のように1つの市において2つの制度があるということは本来是正していかなければならないものとは考えておりますが、ただこの水道企業団に関しましてはそもそも生い立ちが違います。そういう違いの中で現在、この差を解消と申しますか、解消までいっていませんが、もっともっと本来であれば経費がかかっているのに対して、毎年3,500万円の補填をしているわけでありまして。それ以外にまた受水費の負担をしていくとなると、非常に大きな負担になってまいります。

これがこの企業団のそれぞれの歳計においてなかなか認められない場合がございます。

場合がございますというより、なかなか認められないのではないかというふうに思っております。先ほど部長のほうから検討するというような話はありませんでしたが、検討はさせていただきたいと思いますが、その補填額に関しまして、じゃあ企業団のいわゆる久吉ダムのその装置とか、その水道事業としての根本的な課題が出てきた場合、これは市として考えていかなければならないとは思っておりますけれども、企業団の構成員でありますので。ただ現在の段階で、その受水量の部分まで補填するというのはなかなか難しいものと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 企業団に違いがあるのでなかなか補填するのは難しいと言っておりますけれども、他市町村の水道料金の統一についてちょっと説明いたしますけれども、青森市、旧浪岡町と平成17年に合併しまして、青森市内への水道水の給水は市独自で水道企業団を持っていることから、市内に供給しております。旧浪岡町は合併前から、そして合併後も津軽広域水道企業団から水道水を給水しています。合併時においては青森市内の水道料金と浪岡地区との差があったようでして、水道の基本料金の差があることは望ましくないことから平成27年から統一したそうです。企業団が違うんですよ。市内に2つあった。それを統一したと。さらに、むつ市ではむつ地区、川内・大畑・脇野沢地域それぞれ水道の基本料金が異なることから平成31年に統一した水道料金にしていると聞いています。さらに、他市においてもこの料金を統一しているところがあります。このようなことから、企業団が違うことを云々かんぬんではなく、当市においても基本料金ですよ、統一していただき、碓ヶ関地域の方々に対して、一般財源で補填を考えていただきたいと思いますようお願いをして、この件については終わります。

次に、2. ピカピカの新1年生の入学祝い品としてランドセルをプレゼントしては、については、8月23日に聞き取り調査が行われました。たまたま今議会の初日に当局と質問の内容について再確認したところ、大きな相違があり、今回の質問は誠に申し訳ございませんが取り下げさせていただき、改めて質問をしたいと思っておりますので、議長よろしく願いをいたします。

3. 通学路の交通安全対策について伺います。

①通学路の危険箇所の点検について。6月28日、千葉県八街市の路上で集団下校中の小学生がトラックにはねられ2人死亡、3人が負傷を負いました。痛ましい事故でした。現場にはガードレールや路側帯はなかったといえます。現場近くの国道409号では、2016年にも通学中だった児童の列にトラックが突っ込み4人が重軽傷を負っています。また、2011年に栃木県鹿沼市では集団登校中の小学生がクレーン車にはねられ6人死亡。さらに、2012年には京都府亀岡市でも集団登校中の小学生と引率する保護者が軽自動車にはねられ3人死亡しています。

近年、登下校中の子供が暴走車に巻き込まれる事故が後を絶たないことから、通学路の安全確保を求める声が多く上がり、菅 義偉首相は6月30日の関係閣僚会議で「通学路の総点検を改めて行う」と表明しております。この事故を受け、国土交通省、文部科学省さらに警察庁は、都道府県の道路管理者や教育委員会、警察本部に、通学路の総点検を学校やPTAから情報を募って危険箇所をリストアップし、地元の警察などと合同で点検をするよう7月9日付で要請したとしております。

当市にも通学路の危険箇所の総点検の要請は来ていると思いますが、来ているのであればもう既に総点検、合同点検を行ったとっております。その結果、危険箇所があったのかどうか。その内容と具体的対策について何か所かお聞かせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 議員御指摘のとおり、国では、全国一斉に通学路の総点検を行うこととしており、現在、当市においても、先般国から示された「通学路における合同点検等実施要領」に基づき、市内の危険箇所の点検のために準備を整えている状況であります。

通学路の点検については教育長より、そのほかの御質問については担当部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 市では平川市通学路交通安全プログラムにより、本年3月にも合同点検を実施しておりますが、今回の国からの通知を受け、再度危険箇所点検の実施に向け取り組んでいるところです。手順としましてはまず、小学校による危険箇所のリストアップを行い、次に、教育委員会が危険箇所を取りまとめ、学校やPTA、そして道路管理者、警察署などからなる平川市通学路安全推進会議とで協力して合同点検を実施し、その後、対策案を検討することを予定しております。

現在までの状況ですが、7月14日付で県から危険箇所の点検に係る通知があり、当市ではこれを受け、各小学校長へ同実施要領に基づき、危険箇所をリストアップするよう8月31日までの期限を設けて依頼しており、各小学校からは、9学区、計49か所の報告がありました。今後、教育委員会では、準備ができ次第合同点検を実施するとともに、対策についても関係機関と協議しながら、登下校時における児童生徒の安全・安心に努めてまいります。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 合同点検について、まずもって市長の答弁では準備をしていると。それから教育長については14日の日県から来て31日まで各学校に危険箇所のリストアップをするようにというようなことでした。7月の14日に来たのであればですよ、もう少し早い機会に学校にこの危険箇所のリストアップなどをお願いするべきではなかったかと。一般質問があるということで行動したような気がしております。そういうふうなことが今これからさらに49か所あるということでした。まずもってこの合同点検を行うということに対して、私は遅いのではないかと、7月14日、7月中にこの通知を出してですね、夏休み中にこのリストアップ等を終わって、その点検をもう既にしてもよかったのではないかと。そう思っておりますが、その辺について、少し遅いと思いませんか。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 今回学校へ通知したのは県から7月14日に通知があった直後、7月20日の日に通知をしてございます。ただですね、この7月の20日、長期の休みであったり、お盆休みであったりということもありましたので、少し期間は長めに設定して8月31日としたものであります。そして国のほうから合同点検のスケジュールが示されておまして、合同点検の実施と対策の必要箇所の抽出をですね、9月末

をめどに行ってくださいというふうな通知でございましたので、このスケジュールで進めたというようなものであります。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） たしか9月末までに報告するということがなかったですか。それはそれでいいですけども。危険箇所等があった場合はですね、その対応、対策などをしていかなければならないと思っております。中にはですね、予算が必要となることもあるでしょう。来年度の予算要求をするためには、業者に現場を見せて見積りをしていただかなければならないと思っております。そうすると予算要求に非常に難しいものが出てくるのではないかと。そのように思っております。まずもって、これから合同点検を行うということでしたので、それはいつの予定なのか、そしてその招集範囲、先ほど学校、それから警察、PTA等の云々かんぬんと言っていましたけれども、それについては招集する範囲についてはもう周知したんですか。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） まずはですね、いつの予定なのかということにお答えいたします。今現在各学校からリストアップした危険箇所が上がってきて、先ほどお答えしたとおり、49か所という。今それをですね、取りまとめをされていて、実際に合同点検をすべき箇所というところのまとめに入っております。それを踏まえてですね、9月末までには合同点検を実施するというふうな予定を立てております。

そしてどういう範囲をもって、誰をもって点検をするのかということについてはですね、当市の通学路交通安全プログラム、こちらのほうに定めている、通学路安全推進会議というものがございまして。この会議のメンバーが学校関係者であれば、学校教育課、あとは総務部総務課、そして道路管理者、あと黒石の警察署、ここをメインとして、これに学校、そしてPTAなど必要な人たちを集めて合同点検を実施するというふうな流れを想定しております。その通知についてはこれから発するというふうなことを想定しております。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 早い機会に合同点検をしてください。

②カラー舗装の整備についてお伺いします。板柳町、もう既に7月10日に、千葉県八街市で児童5人が死傷した事故を受け、通学路のうち通行量が多く歩道のない区間にカラー舗装を整備する予定で地元の警察、町担当者、学校関係者、地域住民が現場を視察しております。町担当者から「路側帯部分に緑色舗装をすることで運転手の注意を引き、速度低減が期待できる。」と。地域住民からは、「何か起きてからは遅い。早期安全強化策をお願いします。」と訴えています。

さて、当市においても通学路に歩道が整備されていない場所がかなりあると思います。通学路において新たに歩道を整備するとしたならば莫大な経費が必要となることから、なかなか難しいと思っております。通学路で交通量が多く歩道のない区間において、子供たちの安全を守るためにも、路側帯などにカラー舗装を整備する考えはあるのかどうか、市の考え方をお聞かせください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） まずカラー舗装についてであります。歩道のない道路にお

いて路側帯をはっきりさせ、歩行者を保護する効果があるとされております。他市町村においても、交通量の激しい道路や、幹線道路の抜け道に使用されている生活道路などに使用されていると承知しております。また本市においても、合同点検を踏まえ該当する通学路につきましては、カラー舗装をすることで、運転者の視覚に効果があり、路側帯にカラー塗装ができる範囲がある場合については、関係者の意見を交えながら実施を検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 本市においても、歩道が整備されていない小学校付近や交通量が多い通学路にカラー舗装あるいは白線に平行した緑の線の整備をしていただきたいと思っております。

③に移ります。③通学路の登下校時における速度制限について。

少し古い資料ですが、青森県警は2012年から2016年の5年間の交通事故で死傷した小学生は769人に上り、そのうち1年生から3年生の低学年は425人と、55%を占めているといえます。交通事故の時間帯は、児童が登校する午前6時から8時、下校する午後2時から6時に事故発生が集中していることが統計上出ています。交通量の多い通学路において、登下校時の時間帯の速度制限や車両の進入禁止区域の指定をしていただくなど、万全な交通安全対策を講じていただきたいと思っております。例えば、通学時間帯の午前7時から8時までの現行の速度制限が40キロ制限であれば、その時間帯は30キロにさせていただくとか、通学時間帯には車の進入禁止の標識を設置していただくなど、PTA、町会など関係者を入れて地元の警察と協議していただきたいと思っておりますが、市の考え方をお聞かせください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 原田 淳議員御質問の、まずは車両進入禁止についてはですね、やはりあの警察のほうとかなりの協議が必要になってくると思いますので、ここの答えについてはちょっと今この場での発言は控えさせていただきたいと思っております。

また車両の速度制限についての御質問については、通学路の登下校時における速度制限についてになりますけれども、速度制限を伴う規制については、スクールゾーンの設定など、黒石警察署へこれもまた要望していく事項となります。現在、本市においてはスクールゾーンのような時間帯により速度制限を行う区間を設定しておりませんが、こちらについても合同点検を踏まえ、必要と思われる通学路については、黒石警察署へ要望していきたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） ぜひお願いしたいと思っております。実は私、市役所の職員の時、総務課の防災係にいました。うちほの町会、沖館町会内を通っている道路は非常に狭くですね、普通自動車のすれ違いをするときなど一方の車が一時待機していないと、すれ違いが難しいほど道幅が狭かったわけです。狭いんです。また、朝の通勤時にはかなりの交通量があります。さらに当時はですね、大型トラックの往来もありました。その道路を子供たちが通学路として利用しています。その光景を見て、私だけではなく町会の方々も非常に危ないと、何とかならないものかとよく耳にしていました。私は、大型ダンプに一時止まっていたら、大型車両が、車が通ることによって道幅が狭くなり、通

学路としていかに危険か警察に写真で現場の状況を説明し、大型車の進入禁止をお願いいたしました。その数か月後に大型車の進入は禁止となりました。そのようなこともありますので、どうか市でもそのように子供たちの安全を守るためにですね、尽力していただきたいと、そのように思っております。

④スクールバスの運行については、これは聞き取りで確認いたしましたので、省略いたします。

⑤手を上げての横断について。道路を横断する時には、手を上げることや顔を向けることによって横断の意思をドライバーに伝えるなど、歩行者が自らの安全を守る行動をとるよう、私は小さい頃、言われました。今も手を上げて道路を渡るよう指導しているのかどうか、お知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） まず、道路を横断する際に手を上げることについては、信号機のない道路を渡る場合について、1972年に道路交通法に基づき交通マナーをまとめた国家公安委員会の「交通の方法に関する教則」によれば、「手を上げて合図をし、車が止まったのを確認してから横断する」というふうにされており、それに基づいた指導が行われてきました。しかしながら、1978年の改正により「手を上げて」の部分が削除され、それ以降は全国一律に、手を上げて横断することは指導されていなかったものであります。本年の4月の同教則の改正により、「手を上げるなどして運転者に対して横断者の意思を明確に伝える」ことが改めて記載されたことから、今後は交通安全運動などで手を上げて横断するようあらためて指導することになります。今後とも、交通安全運動などを利用し、正しい交通ルール、交通マナーの発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 大変ありがとうございました。当市においてもですね、行政、学校、警察、保護者、市民一体で児童生徒の安全確保に取り組んでいただきたいと思っております。これで私の一般質問を終わります。

○議長（桑田公憲議員） 12番、原田 淳議員の一般質問は終了いたしました。

11時5分まで休憩します。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第2席、1番、葛西勇人議員の一般質問を行います。

葛西勇人議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

葛西勇人議員、質問席へ移動願います。

（葛西勇人議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員の一般質問を許可します。

○1番（葛西勇人議員） ただいま、議長より一般質問の許可を頂きました第2席、議席番号1番、新生会の葛西勇人でございます。それでは通告に従いまして、一問一答方

式にて質問をしてみたいと思います。なお、質疑においてお互いに確認をしながら進めてみたいと思いますので、両面4ページの資料を配付させていただきました。御参照いただきたいと思います。

それでは、1. 暑さ対策について質問をいたします。資料1、資料2を御覧ください。今年の夏は、当市において最高気温が30度以上の真夏日が連日続き、熱中症警戒アラートも3回発令されるなど、災害級とも言える厳しい暑さとなりました。そのため、7月17日に平賀多目的広場で開催されていた青森県中学校体育大会において熱中症の疑いで6人が救急搬送される事象も発生するなど、例年以上に弘前地区消防事務組合管轄の市町村内における熱中症搬送人員が多くなっております。暑さ対策については、国をはじめ大阪府などの一部地方公共団体において具体的な取組が行われておりますが、当市においても、「この暑さは今年だけ」と過信をせず、先進事例を参考にして、暑さによる健康被害から市民を守るべく、今から熱中症予防のための環境づくりを推進していくことが必要と考えますが、当市における暑さ対策の現状と課題について見解を求めます。

まず①として、例えば熱中症警戒アラート発令時などに、市民が暑さをしのぐための一時避難場所として、当市の指定緊急避難場所を市民に無料開放することがすぐにできる対策の1つと私は考えます。そこでまず確認ですが、小・中学校を除く屋内の指定緊急避難場所67か所におけるクーラーの設置状況についてお知らせください。また、未設置場所について、今後設置を考えているのか、見解を求めます。

次に、②低所得者、障がい者及び高齢者世帯への支援についてです。熱中症警戒アラート発令時に、「外出をなるべく控えて、室内を涼しい環境にして、過ごしてください」と防災無線で放送し、防災メールで配信をしておりますが、クーラーがない方は自宅で扇風機などを稼働させてじっとしていても、我慢に限界がございます。特に、高齢者は暑さに対する感覚や体温を下げるための体の反応が弱くなっており、自覚がなくても熱中症になる危険性がございます。当市においてはそのようなケースが多いと思いますので、まずは対策として、先ほど述べたとおり、クーラーが設置されている涼しい場所に誘導することが大事であると考えますが、次の対策として、自宅へのクーラー設置と利用を促進していくことが必要であると考えています。そこで、経済的な事情等によりクーラーを所有していない世帯に対して、例えばクーラー購入資金の貸付けや相談窓口を設けるなど何らかの支援策を講じていく必要があると考えますが、見解を求めます。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 現在の市の対策といたしましては、令和3年4月から全国的に運用を開始いたしました気象庁及び環境省が運用する熱中症警戒アラートを活用し、青森県にアラートが発令された場合には防災無線で市民に周知、警戒を促しているところであります。こちらにつきましては、今年度からの取組となりますので、市民に幅広く周知できるよう今後も続けていきたいと考えております。指定避難所におけるクーラーの設置状況と低所得者等への支援についての御質問は、それぞれ担当部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 私からは指定避難所におけるクーラーの設置状況についてお答えいたします。67施設のうち48施設、ほぼ各町会の集会施設でございますけれども、

48施設にクーラーが設置されている状況であります。また、未設置の施設へのクーラー設置についてであります。クーラーに限らず、テレビや冷蔵庫などの集会施設の備品については、町会において必要なものを判断し設置いただいておりますので、管理主体であります町会が市の助成事業等を活用しながら設置を検討していただきたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 私からは、暑さ対策についての御質問のうち、低所得者、障がい者及び高齢者世帯への支援についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、高齢者の方々につきましては、体内の水分が不足しがちであり、また暑さに対する感覚機能・調節機能が低下していることから、熱中症には特に注意が必要と言われております。

現在市では、高齢者の方々に対し、介護予防教室や、高齢者世帯等を訪問し生活の状況をお伺いする高齢者実態把握調査の際に、熱中症対策について普及・啓発を行っているところでございます。

また、経済的な事情等によりクーラーを所有していない世帯へのクーラー購入資金の貸付けは市では実施しておりませんが、購入資金に関する相談があった場合には社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度を御案内しております。今後も、市民に対し、熱中症対策の普及・啓発を行っていきたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） まずですね、資料1をちょっと見ていただきたいんですが、私のほうで、弘前地区消防事務組合に情報公開をお願いしまして、令和2年及び令和3年6月19日から8月19日までの2か月間における弘前地区消防事務組合管轄の市町村内における熱中症、疑いを含みますけれども、事案の出動状況をここでまとめております。最高気温は気象庁ではなくて弘前地区消防事務組合の消防本部のほうで計測している温度という形になります。

まず左側の令和2年と令和3年の同期比較を見ていただきますと、今年は最高気温が35度前後の日が連続して発生しております。そのため、やはり連続してくると熱中症搬送人員が増えている、ということがこのグラフを見ると分かるというところでございます。そういう意味では令和2年は31人に対して令和3年は105人ということで約5倍、今年は多いという状況になっております。

右側のほう見ていただきたい。右側の上のほうなんですけれども、こちらは世代別ということで、令和3年の世代別の搬送人員を見ますと、やはり高齢者世帯が非常に多いということで、全体の約5割を占めているということが分かりました。右下のほうは市町村別ですけれども、やはり弘前市が多いんですが、平川市も次に多いということでございます。

私も熱中症警戒アラート発令時にクーラーないもんですから自宅で扇風機で過ごしていましたが、この私ですら、ちょっと太ってはいるんですけれども、非常に耐えられない暑さでございました。恐らくここ平川市役所の職員の方々も同じ経験をされたのではないかとこのように思います。やはり当市でも暑さ対策、やっぱりきちんとやっていかなきゃならないということを実感したのではないかと思いますので、今回一般質問をさせていただきました。

資料2のほうを御覧ください。私としてはやっぱり課題っていうのは、熱中症対策に関して当市では総合的な施策がない。今の答弁もございましたけれども、全てが単発的な施策でしかないのかなと思うので、やはり総合的な施策が必要なのではないかとこのように思います。あとですね、熱中症警戒アラート発令時、あるいは連続した夏日が予報されているときに、ただ家にいてじっとしててください、という精神論にも近いような対策というのは違うのかなと。やはり市民が一時的に暑さをしのぐために、例えば公的施設等を開放していくような運用をしていかなければならないのではないかと。それがまだなっていないということがございます。

あと今回答がありましたクーラー購入支援策は社会福祉協議会でやってますけれども、当市としてはないということでございます。

あとですね、市民に対して熱中症予防と対処法に関する情報提供の機会ということで、今の回答では介護予防の教室及び自宅調査、訪問したときに御説明しているということでもありますけれども、やっぱり私は市民全体にこの熱中症予防、対処法についてはもっと啓発していくべきではないかなというふうに思います。市長この辺のところですね、やっぱり総合的な施策が当市には必要だと思うんですけれども、市長の見解はいかがでしょう。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 葛西勇人議員の御質問でございますが、いわゆるこの暑さ対策に対しての総合的な施策が必要だというような御質問だと思います。近年のこの温暖化、地球温暖化が入っていると思いますけれども、耐えられないような暑さが、年によって違いますけれども、続いております。高齢者の方々は大変だとは思いますが、ただ地域性というのかなりございまして、議員のほうから御指摘ありました大阪府の暑さと青森の暑さというのは非常に違いがあると思います。また、この平賀地域の暑さと碓ヶ関地域との暑さというのもまた違いがあると思います。学校のクーラー設置に関して、私どもで平川市は各学校にクーラーの設置をしておりますけれども、県内でも地域によってはクーラーの設置をしないという地域もございます。そういうことの中にあって、当市では通常の暑さ対策といいますか、高齢者を含めた市民の皆さんの暑さ対策をどうするのか、それに助成金等ができないのかというふうな御質問でありますけれども、なかなか個々の助成までは難しいのかなというふうに思います。

ただ先ほど答弁がありましたように、各地域の集会施設、かなり力を入れて改修させていただきました。その中でいろんな例えば宝くじの助成とかを使いながら、クーラーの設置とかをしてもらったり、そういうふうなことをしておりますので、そういうふうなことでの対応で今のところは我慢していただくしかないのかな、というふうには思っております。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 私も市長と同じく地域性があるのかなというふうに考えてはいたんですけれども、やっぱり平川市民、東北人は暑さに慣れていないんですよ。大阪府のほうは暑いんだけどある程度暑さに慣れている。ということではやっぱり私たちが急激な暑さが来ると熱中症になる可能性が高いということで、大阪府も平川市も変わらないのかなと思って今回こういう御提案をさせていただいているところでございます。

今大阪府の事例が市長のほうからも話ありましたけれども、私もいろんな自治体の事例を勉強させてもらったんですけども、大阪府の暑さ対策というのが一番まとまっていっていいかなというふうに思って今回この資料2で御紹介させていただいています。暑さから身を守る3つの習慣ということで、備える習慣、暑さに強い体づくり、気づく習慣、暑さを知らせる情報の活用、涼む習慣、暑さをしのぐクーラーの利用、自分の感覚だけに頼らないというようなことが述べられております。これを参考にしてですね、やはりこの対策をやってほしいということで、要望として5つ挙げさせてもらっています。

それでですね、まあこれを今すぐやるとなると今市長の話もありましたけれども、財政面とかいろいろなところもあってきますので、すぐにはできると私も考えていませんが、まずお願いしたいのは、やはり総合的な施策は今からでもいいので、少しずつでもいいので、とにかくつくっていくということをお願いしたいなというふうに思っているところでございます。

それでは、①小・中学校を除く指定緊急避難場所のクーラー設置状況について再質問させていただきます。今お話を聞くと、67件の中で48件ということで私はもうちょっと少ないかなと思っていたんですが、結構多い。未設置のところは19件というところでございます。私も南田中の町会に入っていますので、確かに市からの助成金を使ってクーラーを設置する、整備していくことは大事なかなと思っていますけれども、私の考え方ちょっと違ってまして、やっぱりこの暑さもですね、災害的なものというふうな認識を持って取り組んでいくべきではないかなというふうに思っています。町会が助成金頼ってやるということではなくて、平川市としてやはりいつまでにこの未設置の場所に対してクーラーをつけていくのか、ある程度目標みたいなものを設定して、町会主体であってもですね、いつまでに完了するというような目標を掲げてやっていくべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 市のほうで誘導的というふうなお話、クーラーの設置について各町会のほうへというふうなお話であるというふうに思いますけれども、やはり各町会でも、おのおの事情によってクーラーのほうは既に設置しているところもございまして、各町会の財源を使ってやっている、また市の補助を使っている部分もございまして、やはりそのところの均等性を保つという意味では、現在集会所の未設置のところは何か所かあるんですけども、そこら辺については今後は光熱水費でありますとか、様々な部分も考えていかなければならない部分も町会で作ってきますので、やはり町会の意思に任せてですね、やっていかなければならない。また市のほうとすれば様々な助成金や補助の制度があるので、そこら辺のところでも相談に乗っていくというふうな対応にしたいと考えています。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 私としてはやっぱり市が主導権を持って設置をしていくように取り組んでほしいなというふうに思います。

次に②についてです。低所得者、障がい者及び高齢者世帯への支援についてということでございます。今の答弁では、介護予防教室とか実態調査・把握とかそういうところ

で啓発活動をしている、あとまあ社会福祉協議会で生活の支援制度があるのでそちらを使ってクーラー等の購入資金に充ててもらおうという、そういった制度があるというようなお話がありました。そこで私からの質問なんですけれども、私は要望事項は5つ挙げさせてもらっていますけれども、来年からでも実施していただきたいことが3つございます。1つはですね、熱中症警戒アラート発令時に、今みたいに家で涼んでいてくださいということではなくて、クーラーが設置されている公共施設へ誘導するようなアナウンス、そういったところをしていただきたいと思うんですけれども、それは実現可能でしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 私も熱中症アラートについては非常に警戒すべき事案だと、今年3回ですか、発令はされていたんですけれども、個々の事情にもよりますけれども、やはり今避難所への誘導というふうな部分がやはりその本当の災害といいますか、まあ熱中症も災害の部分に入るかといいますとちょっと厳しいところはあるんですけれども、現段階でアラートが出た段階で避難所を開設するというふうな判断にはなっていませんし、今後ちょっと考え方を整理することはできますけれども、改めてそのところを熱中症アラートで避難所開設というふうなところについては、今のところそのような対応をしたいという考えはないものでよろしくお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 私としてはですね、例えば平賀地域であれば文化センターだとか、尾上地域であれば尾上の総合支所だとか、碓ヶ関地域であれば碓ヶ関の総合支所だとか、そういったところでもいいのでまず、クーラーがあるところに誘導する、そういうアナウンスをしてもいいかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 今の熱中症アラートについては真剣に取り組むべき事項と考えますので、今後ちょっと検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 2番目なんですけれども、熱中症警戒アラート発令時あるいは30度以上の真夏日が続くと予想された場合に、クーラーが設置されている指定緊急避難場所の無料開放の運用、まあ今総務部長からは今そういう運用は考えていないというふうなお話ありましたけれども、町会が1人で住んでる高齢者だとかそういったところを把握していると思うんですよね。ですので、全て避難場所開けるというわけではなくて、やっぱり必要な町会でそういう発令があったときは、今町会で集会所を使うときはお金を取ってるんですけど、無料で来てくださいというような運用を私はすべきではないかと思いますがけれども、いかがでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 維持経費もかかることから、やはり各町会の避難所に関しては、やはり各町会の判断にお任せしたいというふうに思います。一律に対応することもできませんし、葛西勇人議員おっしゃるようにアナウンスして対応している町会もあると思いますけれども、各町会の判断にお任せしたいというふうに思います。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） そこはぜひとも市のほうで主導してやってもらいたいということで検討いただければと思います。

三つ目ですけれども、先ほど介護予防教室で高齢者等への啓発活動をしてるというふうな話でしたけれども、ぜひともですね、今通いの場とか、そういった場所もあるし、あと運動教室とかそういったところもありますので、こういったところで強い体づくり、あるいは熱中症のメカニズム及びその対応策の情報発信とかもしていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 確かに通いの場というような高齢者が集えるいい機会がありますので、その場所であの大きいその熱中症に関する講話ですとか啓発していただきたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 平川市の場合まだやっぱり寒いところにいるのでなかなかこの暑さ対策というのはぴんとこないのかなと思うんですけど、これからの温暖化を考慮した場合に、やはりこの暑さ対策というのは真剣に今から取り組んでいくべきものだと私は思いますので、ぜひとも御検討のほうをお願いいたします。

それでは次に移ります。2. 資源物の回収促進について質問をいたします。資料3を御覧ください。当市では、資源物の回収促進のためごみの減量化と再資源化の推進を掲げて様々な取組を行っておりますが、依然として燃やせないごみに資源物が混入している事例が散見される状況です。今年6月にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が成立し、市区町村に対してプラスチック資源の分別収集や再商品化に努めるように求めており、当市としてもそれに積極的に取り組んでいかなければならないと考えます。

そこで、市民に対してさらなる資源物回収の意識啓発とその促進に取り組むため、資源物回収関連情報のポータルサイトを開設し、回収状況等の関連情報を積極的に公開していくことが必要と考えますが、当市としてそれを含めてどのような資源物の回収促進策を考えているのか、見解を求めます。また、①として、令和2年度の資源物売買による収入額及び回収に係る支出額、集団回収報奨金の交付状況について、お知らせください。

次に、②として、当市には、平川市健康センター、尾上総合支所及び碓ヶ関総合支所の3か所に、年末年始を除きいつでも利用できる資源物回収ステーションが設置され、そこを利用する市民も多いと伺っておりますが、さらなる資源物回収促進のために、世帯数が多い町会などに資源物回収ステーションを増設することも検討していただきたいと考えますが、見解を求めます。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） ごみ処理について、当市は地域別で異なる事務組合で処理を行っているため、現状では、統一的な施策を講じることが難しい状況であります。

議員御指摘のとおり、排出されるごみの中に資源物の混入が散見され、家庭ごみの排出量は微増傾向となっており、行政関与分のリサイクル率は減少傾向となっているのが現状であります。また、今年6月に成立したプラスチック資源循環促進法が令和4年4

月施行予定となっており、資源物としてプラスチック等の回収量がさらに増加することが見込まれております。このことから、資源物回収の意識啓発と回収促進に向けた取組が必要であると認識しており、第2次平川市ごみ処理基本計画においても、リサイクル率などの目標値を定め、取組を進めているところであります。取組の内容及び令和2年度の資源物回収の収支並びに集団回収報奨金の交付状況、資源物回収ステーションの増設についての御質問は、市民課長から答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 市民課長。

○市民課長（今井匡己） 私からは、ごみ処理基本計画における取組についてお答えいたします。内容としましては、広報紙等による啓発に加え、町会や子ども会等が実施する資源物の集団回収への報奨金交付による支援及び健康センター、尾上・碓ヶ関両総合支所へ資源物回収ステーションを設置することにより、リサイクルを推進していくというものであります。

資源物回収関連情報の公開につきましては、資源物の回収状況等を即時に把握することができないため、ポータルサイトの開設により、随時情報提供することは困難ではございますが、年に1度、市ホームページにて、ごみの排出実績等のデータを公表することは可能であると考えております。また、平成30年度から、各種ごみの収集日の通知やごみの排出方法を検索することができる平川市ごみ収集アプリを無料公開し、市ホームページのほか、今年度からは、指定ごみ袋の外袋にもダウンロード用の二次元コードを印刷し、資源物の回収促進に努めているところであります。

次に、令和2年度の資源物回収の収支について御説明いたします。まず収入分として、缶及び紙類の売却代金等の合計額が224万3,000円。支出分として、収集運搬業務委託料、分別指導員報酬、集団回収報奨金等の合計が2,538万3,000円となっており、資源物回収に関する経費だけで見た場合は、収入に対して支出が2,314万円超過している状況となっております。

次に、令和2年度の集団回収報奨金の交付状況について御説明いたします。令和2年度は、平賀地域19団体、尾上地域16団体、碓ヶ関地域1団体の合計36団体に対して総額113万2,000円が交付されております。交付団体の内訳は、子ども会16団体、学校及びPTA10団体、町会4団体、その他6団体となっております。

次に、資源物回収ステーション設置箇所の増設についてお答えいたします。現在、3地域に1か所ずつ市民がいつでも利用できる資源物回収ステーションを設置しており、近年では特に利用頻度が高くなってきていると感じております。コロナ禍において、在宅時間が長くなったことが影響し、一般家庭から排出されるごみの増加に伴い、資源物の排出量も増加していることが考えられます。また、プラスチック資源循環促進法の施行により、資源物としてプラスチック等の回収量がさらに増加することが見込まれております。市といたしましても、市民の利便性の向上と資源物の回収促進に向け、資源物回収ステーションの増設に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） まず資源物回収促進の現状については、市長がお話ししたとおり私とも認識が一致しているのかなということ、リサイクル率目標を掲げて取り組んでいくということ、ぜひともこれについては大いに取り組んでい

ただきたいというふうに思います。

まず①のことなんですけれども、今いろいろと収入額、支出額、集団回収報奨金の交付状況を御回答いただきました。やはり今資源物回収においては、資源物を販売した金額が200万円ちょっと、でもそれに対して回収するための支出が約2,500万円ということで、約2,300万円という大きな赤字になっているというのは、想像はしていましたけれどもやっぱり現状そういうことなのかなというふうに思います。

やはり資源物、これからどんどん回収していくような形を取っていかなければいけないというふうに私も考えてまして、2つちょっとアイデアがあって今回出させてもらいました。

資料3のですね、まず②のほうになるんですけれども、やっぱり町会ごとに資源物の回収量に応じた報奨金を交付して、それを動機づけとして、その町会ごとに合った回収の仕方をして増やしていったほうが私はいいのではないのかなというふうに思っています。現状では町会等からの申請による、先ほど市の回答もありましたけれども、集団回収報奨金が交付される仕組みがありますけれども、収集運搬の方法を変更しなければ町会ごとの回収量に応じた売却収入が測定されないということで、町会に支払われることがないということでもございましたけれども、何らかの方法で町会にそういう売却益が戻ってくるようなそういう仕組みというものに変更することができないものなのか、お知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 市民課長。

○市民課長（今井匡己） 議員御指摘のとおり、町会や子ども会等の団体による、缶や紙類、ビール瓶等の資源物の回収については、取扱業者へ直接売却することにより、利益を得ることができると考えております。これに加え、市に申請することによって、回収量に応じた報奨金が交付されております。また、各町会の集積所による資源物の回収については、ペットボトルや容器包装プラスチック類も回収しておりますが、これらは直接売却収入を得ることや報奨金の対象となりません。各町会の集積所による資源物の巡回回収については、各地域とも、1日で全ての町会を回って資源物を回収しており、町会ごとの回収量を計測することが困難な状況であります。したがって、直接売却可能な資源物の売却収入と、申請により回収量に応じた報奨金を得ることができる、現状の制度を大いに活用していただければと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 分かりました。ちょっと先ほどお話若干ありましたけれども、今やはり売却益の報酬はちょっと難しい。ただ一つですね、先ほど話もありましたけれども、平川市のごみ収集アプリというものを開発したということでございましたので、私もこれ知らなかったところではあるんですけれども、私もちょっとこれをダウンロードしてこれから使っていきたいと思っておりますけれども、そういったものを使って、一般の市民の方が分かりやすいような仕組みをもっとつくっていただければなと思っておりますし、できればそこに私のほうでも話しましたけれども、回収状況だとか、今の取組だとか、先ほど市長がお話ししておりましたけれどもリサイクル率が年々どういうふうに推移しているのかとか、そういったところをぜひとも開示していただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、②資源物回収ステーションの設置箇所の増設についてです。設置箇所については増設を検討するとの話を頂きました。そこでまずちょっと知りたいのが、現在の資源物回収ステーションの維持管理体制はどうなっているのか。また、増設の方法や維持管理体制についてどのように考えているのかお知らせいただきたいと思います。というのはですね、資料3の③のところであって、検討項目というの私書いているんですけども、やっぱり排出時間などのルールを設けなきゃいけないとか、不法投棄などの防止策、あとは維持管理ですよね。そういったところがやはり全国的にも課題になっているというふうなことでありましたので、その辺のところどう考えているのか御回答ください。

○議長（桑田公憲議員） 市民課長。

○市民課長（今井匡己） 市内3か所に設置されている資源物回収ステーションの維持管理は、現在、市職員が行っております。回収業者による回収頻度は地域によって異なりますが、例えば平賀地域の場合、週4回の回収を実施しても資源物が施設内に収容できなくなってしまうため、職員が1日に4回程度施設内の清掃やネット等の交換、不適合物の除去等の整理作業を実施しなければならない状況となっております。したがって、新たに資源物回収ステーションを増設する場合は、設置費用のほか、業者による回収委託料の増額と日常の清掃や整理作業等職員の負担の増加が想定されます。なお、資源物回収ステーションを新設する場合には、地域のバランスや町会の意向を踏まえたうえで、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 今の3か所の資源物回収ステーションの維持が職員によってやられてたというのが私ちょっとびっくりしてるんですけども、やっぱりそういったところもですね、町会なりほかの団体に委託していくような形がいいのかなと思ったりもします。今、ほかの町会のほうに増設を検討するということが、恐らくこれから検討するに当たっていろんなこと、課題とかも見えてきて検討していくと思うんですけども、やっぱり世帯数の多い町会とか、あと世帯数の多い町会ではないけれども、世帯数が少ないけれども複数の町会が連携して資源物回収ステーションを実施するだとか、そういったことも私は考えていくべきではないのかなと。そういう意味では、実証実験とかをまずしていくべきではないのかなと思いますけれども、見解を求めます。

○議長（桑田公憲議員） 市民課長。

○市民課長（今井匡己） 資源物回収ステーションの運営には、清掃や整理等の日常管理が不可欠であります。議員御指摘のとおり、大規模な町会以外は町会単位での管理が難しい場合も考えられることから、複数町会での取組も視野に入れ、今後、各町会の意見を取り入れながら、増設の実現に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 分かりました。ぜひとも積極的に実施していただきたいと思います。今回の話の中から、資源物回収促進によって当市のプラスチック類等の売却収入が増えると。そうすると燃えないごみが減ると。そうすると清掃施設組合の当市の負担が減ると。そういうことでですね、資源物回収全体の収支も改善して市の財力もアップする、それが市民の皆様にも大きなメリットになるということが分かりました。また

プラスチックごみの回収は、海洋放出による生態系の破壊の防止にもつながりますし、またごみを燃やす量を減らす、二酸化炭素を減らすということで脱炭素社会の実現によって温暖化の防止も図れるというふうに考えております。分別回収はささいなことかもしれないけれども、地道に進めていくことで私たちのみならず人類の未来につながっていくことを期待して、次の質問に入りたいと思います。

3. 平川市陸上競技場・インフィールドの人工芝化の実現可能性について質問をいたします。資料4を御覧ください。今年度の第2回平川市定例会一般質問において、私からサッカー場の新設について、平川市陸上競技場のインフィールドの天然芝を人工芝にできないか提案をさせていただきました。それに対して教育長、教育委員会事務局長より答弁があり、概要として、陸上の練習場所として人工芝化について今の段階では分からないが可能だと思う。また、人工芝化した場合おおむね1億円程度の予算が必要。スポーツ振興くじ助成金であるt o t o助成金を活用しても費用負担が大きい、との答弁がございました。急な質問でもあったため、きちんと確認をされていなかったと思いますので、今回改めて以下の点について見解を求めます。

まず、①として平川市陸上競技場のインフィールドを天然芝から人工芝へ改修した場合、費用面以外で課題となることはないのか。また、課題がある場合はどのような課題があるのかお伺いいたします。

次に、②として現在の平川市陸上競技場のインフィールドの天然芝整備における初期費用と年間維持費についてお伺いいたします。また、天然芝から人工芝にした場合の整備に係る初期費用並びにスポーツ振興くじ助成金の補助額と、年間の維持費についても併せてお伺いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 平川市陸上競技場のインフィールドを天然芝から人工芝へ改修した場合の費用面以外の課題についてお答えいたします。まず、平川市陸上競技場は平成28年12月1日に日本陸上競技連盟より公認を受けていることから、やり投げや砲丸投げなど投てき競技にも対応した施設としなければなりません。そのため、天然芝から人工芝へ改修する場合は、投てき競技に対応した人工芝とする必要があります。また、陸上競技でトラックを使用しながらインフィールドをサッカーなど球技スポーツで同時に使用することは、利用者の安全が確保できないことから、陸上の利用を制限しております。現状では、市内利用団体の希望日については利用者間の調整を行っておりますが、人工芝にすることにより、サッカーなどでの利用希望団体が増えることから、これまでに以上に調整が難しくなり、陸上の利用団体が希望どおり利用できなくなることや、陸上の個人の利用がさらにできなくなります。初期費用と維持費についての御質問は、事務局長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 私からは、人工芝にする場合の初期費用と維持費についてお答えいたします。平川市陸上競技場は平成27年と平成28年の2か年で整備され、平成29年5月より供用を開始しております。現在の陸上競技場のインフィールドについては、日本芝である野芝の種を吹きつけて整備したものであり、初期費用は約3,740万円です。年間の維持費については土壌改良や養生管理、芝刈り、散水作業など

で約600万円となっております。また、新たに人工芝にする場合の初期費用については、令和3年6月議会において、約1億円の費用が見込まれるとお答えいたしましたが、前回の試算は、平賀テニススクートの人工芝化を参考に概算経費を算出したものでありました。このことについては人工芝に対する認識や知識が不足していたものというふうに反省をしております。しかしながら、陸上競技場については公認競技場でありますので、投てき競技にも対応した人工芝とする必要があるため、通常より長い芝が必要であることが判明し、今回、新たに算出し直してみたところ、約5億3,500万円の初期費用が見込まれております。維持費については、約5年ごとにゴムチップ補充やかきほぐし整正などメンテナンス費用として、約450万円が見込まれます。なお、議員御指摘のスポーツ振興くじ助成金、いわゆるt o t o助成金ですが、令和3年度の事業メニューでは芝生化新設事業として、助成対象経費の限度額が6,000万円となっており、助成割合は5分の4であることから、補助額の上限が4,800万円となっております。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） まず費用面以外の課題ということで、教育長から御答弁いただきました。まずは日本陸上競技連盟公認、第4種の公認を取っているということで、投てき等の競技にも対応した人工芝にしなければいけない、ある程度長いものにしなければならないというお話がありました。

あとはちょっと教育長に伺いたいんですけども、人工芝にした場合に、サッカーの練習というかサッカーの要望が増えるので陸上の利用ができなくなるのではないかと、減るのじゃないかというようなお話だったんですけども、人工芝にした場合、そういうふうになりますかね。調整のほうは基本的には分からないですけども、申込みの順番にやっているのか、それとも事前に何か調整しているのか分からないんですけども、その辺のところ人工芝にする課題ではないんじゃないんじゃないかと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 今の質問ですが、陸上は休日土日、平日の夕方、一応団体で申し込んでます。チームで申し込んでるんですが、例えば土曜日、日曜日に自由に使いたい、個人で使いたい。現在では小さい子から大人まで、特に休みなんですけど切れ目なく誰かが利用しております。ですからそういう方たちが、ネットで調べればいいでしょうけれども、せっかくよい競技場あるので使いたいといったときに、また団体で、というようなそういうことが増えるという意味です。さらに、人工芝だと大人のほうまで自由に使えるということで、団体で申し込んだり、あるいは大会を持って来たりということで、さらに先ほど言ったように陸上での利用が制限される、そういう意味です。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） そういう意味なんですね。私としてはやっぱり利用促進をもっとしてもらったほうがいいのかなと考えてはいるんですけども、まあ教育長の心配されていることも理解はできます。ここでちょっと確認を一つしたいんですけども、以前サッカーのクラブチームが平川市陸上競技場のインフィールドで練習をさせてもらっているんですけども、小学校は練習も試合もスパイク使ってできると、だけど中学生に関しては、試合は使えるけれども練習のときはスパイクを履いて練習できないとい

うようなことを伺っています。以前ヒアリング受けたときにたしか中学校も練習使えるはずだとお答えがあつて、確認しますというような話でしたけれども、その辺の状況どうなっているのか、確認結果教えていただければと思います。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） サッカーのスパイク使用について、陸上競技場のインフィールド、そして平賀多目的広場、陸上競技場のインフィールドについてはですね、練習・試合ともにですね、中学生までのスパイク使用を認めているというような現状でございます。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） ちなみになんですけれども、尾上・平賀多目的広場の芝の部分、外野の部分になりますけれども、そこもサッカースパイクの使用は練習のとき駄目だというようなことをクラブチームから聞いているんですけれども、そこもやっぱり駄目なんでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 今ですね私で確認できているところが、陸上競技場のインフィールド、そして平賀多目的広場、今尾上多目的広場というふうにおっしゃったように聞こえましたけれども、平賀多目的広場についてはですね、先ほど申し上げたように中学生までのスパイク使用を認めているというところまで確認できておりますけれども、尾上多目的広場についてはですね、ちょっとどういう状況になっているのか確認を取れておりませんので、これについては確認をし次第別途お答えさせていただきますと思います。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 尾上多目的広場についてはすみません。後で結構です。私のほうに回答いただければというふうに思います。そこで次2番目なんですけれども、天然芝整備における初期費用と年間維持費、人工芝整備における初期費用と年間維持費ということで、人工芝にした場合以前大体1億円ぐらいという話だったので、1億円ぐらいであったらちょっと市長にごねればいいかなと思っていたんですけれども、5億となるとさすがにごねられる金額でもないと思いますので、そこはしょうがないかなと思うんですけれども、1つだけ質問があるんですけれども、もし現状の天然芝で、使用制限しない場合、要は大人の人たちもサッカーのスパイクを履いて練習できる場合、恐らく維持費がかなり上がるのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺のところ積算しているのであれば教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 陸上競技場のインフィールドについてスパイクの使用を制限しない場合の費用試算についてでございます。まず制限しない場合は芝が傷んでその芝の貼り替えが必要になるということが想定されますので、ただ貼り替えする面積というのがなかなか試算できませんので、現在のフィールドの面積の3分の1を貼り替えすると、おおむね3,000平米と見込んだ場合であれば、年間約750万円の貼り替えの費用がかかるというふうに見込んでおります。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 先ほど、現行でサッカーの制限している場合は約600万円かかる、ただサッカー使用を制限しない場合は約600万円にプラス約750万円、約1350万円かかるという理解でよろしいですね。分かりました。5年前の平成29年3月に策定された平川市スポーツ推進計画があります。28ページにはですね、スポーツ施設の環境整備と利活用というふうになっていまして、書かれているのは既存の施設に加え、新たに建設した施設、これ平川市陸上競技場も入るんですけれども、最大限有効活用し、市民が生涯にわたってスポーツに取り組める環境づくりに努めますというふうになっています。この平川市陸上競技場の箇所にはですね、陸上競技のほかにサッカーコートとしても利用できますというふうに掲げられています。私としては市内のサッカー競技者は年齢を問わず誰でも平川市陸上競技場においてスパイクを履いた練習をできるようにすべきだと考えますけれども、見解を伺います。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 確かにサッカーやる方にとってはスパイクを履いてやらないとサッカーやった気がしないとか、そういう声も伺っておりますが、現状では中学生までは可能であるということで、それ以上の方については、弘前市のほう利用なさったり、そういうふうに御苦労なさっていることは承知しております。ただですね、スパイクからちょっと離れるんですが、陸上競技場にこだわらないで、多目的広場もサッカーにはございます。尾上のほうにも野球場含めて2か所、さらに尾上のチームでは金田小学校のグラウンド、そういうところを利用しておりますので、そういう面ではかなり先ほどの広く市民にとかその辺にも十分合致しているのかなと私は思っておりますので、スパイクについては現状のまま中学校までとしていくのがいいのかなと考えます。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 当市も健康づくりのほかに次世代を担うアスリートの発掘育成のためにスポーツ活動を積極的に推進しております。ぜひともですね、いつでもどこでも誰でも利用できるスポーツ施設のさらなる環境整備を、教育長にぜひともいろいろアイデアを絞っていただいて、考えていただければと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（桑田公憲議員） 1番、葛西勇人議員の一般質問は終了いたしました。

昼食等のため、午後1時まで休憩いたします。

午後0時06分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第3席、10番、山田忠利議員の一般質問を行います。

山田忠利議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

山田忠利議員、質問席へ移動願います。

（山田忠利議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員の一般質問を許可します。

○10番（山田忠利議員） 第3席、議席番号10番、誠心会の山田忠利です。議長の許可

を得ましたので、通告に従い質問させていただきます。質問は一問一答方式です。

さて、終息の先行きが見えないコロナ感染。市民一人一人が感染の不安と防止にいろいろ対策を講じている今日ですが、残念ながら市中にも少人数ながらも発生している旨を耳にしています。全ての市民がお互いの安全と命を守るため、日々努力を重ね一日も早く終息することを、皆さんとともに祈念したいと思います。質問に入ります。

1. 浸水想定区域についてを伺います。本市の中小河川の指定について。当市では、平川の大鰐町から下流については浸水想定区域が発表されていますが、それ以外の流域や河川については浸水想定区域が発表されていない。碓ヶ関地域においても過去には相沢川など、水害をもたらした河川があります。浸水想定区域を設定していない河川であっても、市民に危険を及ぼす可能性があるのであれば、危険周知すべきと考えるが、市の見解を伺いたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 水防法では1級河川及び2級河川のうち、洪水により相当な被害を生じるおそれのあるものについては、国、県において洪水浸水想定区域を指定することと定めております。現在、県において平川の大鰐町から下流部分が令和元年に区域として指定されており、市では、それに基づき令和2年8月に洪水ハザードマップを作成しております。浸水想定区域内に位置している町会、学校及び福祉施設を対象として個別に説明会を開催し、危険について周知を図ってきたところです。

今回、水防法の改正に伴い、洪水による災害発生を警戒すべき河川まで対象を拡大したことから、碓ヶ関地域を含む平川におけるダム下流が新たに洪水浸水想定区域として指定される見込みです。市としましては、情報が提供された際には速やかに新たなハザードマップを作成し、地域住民に向け危険区域の周知を図りたいと考えております。なお、今回の水防法の改正により、平川以外の河川につきましても、今後、浸水想定区域の指定が予想されますので、こちらについても順次対応してまいります。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） 御丁寧な説明ありがとうございます。御存じのように碓ヶ関地域はですね、昭和35年、昭和38年、昭和41年と大きな水害が起きて、また人命も何名か失っております。この水害ということに非常に、住民は恐れを感じているところなんですよ。今碓ヶ関の河川を見ますと、市長も御覧になったと思いますけども、相当な草木が生い茂ってですね、川を見ることができないほどのもので、あれが大きな水来た時どうなるかと、不安の下で住民が暮らしている今日です。ぜひ一日も早く、それを打つ手があったら市民に安心させていただければなと思います。よろしくお願いします。

それでは2. 観光について質問いたします。①市の観光資源であり、歴史的価値が高く後世につながるべきと考える矢立峠・羽州街道にある案内板や標識、また、碓ヶ関地域の平川河川公園ふれあい広場に設置されている吉田松陰入浴の地の標柱について、老朽化が著しい状況を私自身も現地で確認しているところであるが、それら案内板及び標柱等の老朽化に対する、市の今後の対応についてお知らせいただきたいと思います。

②本市の観光の発展について。津軽地域14市町村による観光DMO、C l a n P E O N Y津軽や、本市と弘前市、秋田県大館市との3市にまたがる民間団体を中心とした羽州街道の活性化など、広域連携による観光が進められているが、市の観光行政に対す

る市長の考えを、具体的にお知らせいただきたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 案内板や標柱の手直しについての御質問であります。本市の観光につきましては、第2次平川市長期総合プランの基本政策に「地域資源を活かした観光・物産」また、個別目標として「県内外に発信できる観光の振興」を掲げ、その実現に向けて取り組んでいるところでございます。御質問の、市の観光資源であります矢立峠・羽州街道につきましては、平川市観光協会、碓ヶ関交流人口協議会のほか、秋田県大館市の関係団体の皆様により、観光PRやその継承に御尽力なされておりますことは承知しております。その活動に対しましては敬意を表したいと思っております。なお、本件につきましては、碓ヶ関総合支所において既に現地調査を行っておりますので、現状の維持管理を含め、その調査結果と今後の方針について、後ほど碓ヶ関総合支所長より答弁させます。

続いて、市の観光行政についてお答えいたします。観光行政は、各種イベントを実施するほか、市のPR宣伝や観光事業者の支援などといった直接的な観光部門を強化するだけでなく、観光地域づくりの視点から、道路整備などのインフラ部門、グリーンツーリズムの推進などの農業部門、伝統芸能や文化遺産の保全などの文化部門など、多岐にわたる総合行政といわれております。当市の近年の取組といたしましては、平賀駅前通りの無電柱化や大浪バイパスの電線の地中化によるねぶたまつりのコース延長整備、インバウンド受入れ環境充実のための観光施設等への助成、さらには台中市との交流やトップセールスでの市のPR活動の実施などが挙げられます。

一方で、個人や少人数で複数の場所を周遊する旅行形態が増えている中、市が単独で多くの人を呼び込むことが厳しくなっていることから、周辺自治体と連携し、互いの強みを生かした取組がますます重要になってくるものと考え、C l a n P E O N Y津軽へ参画しているところであります。今後は、C l a n P E O N Y津軽による広域連携を進めながら、絶えず新たな観光資源の掘り起こしや磨き上げ、情報発信を継続し、民間事業者が主体となって観光が稼げる産業となるように、施策を展開してまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 碓ヶ関総合支所長。

○碓ヶ関総合支所長（齋藤茂樹） 私から現状の維持管理及び調査結果と今後の方針についてお答えいたします。初めに、矢立峠・羽州街道の維持管理についてですが、毎年、国道7号から県境までの約2.5キロメートルを年2回、各行事に合わせ実施しております。また、昨年度は羽州街道途中にある木道の補修を実施しております。

次に、調査結果と今後の対応についてお答えいたします。羽州街道における当市の区域には、全部で38基の案内板や標柱が設置されております。内訳といたしましては、市で設置したものが17基、各団体等が設置したものが19基、設置者不明のものが2基となっております。また、平川河川公園ふれあい広場には、碓ヶ関交流人口協議会が設置した標柱が1基あります。市で設置したものにつきましては、コケが発生しているもの、表示が消えているもの、破損しているものなどが見受けられ、コケの除去や補修等が必要な状況となっており、今後計画的に対応したいと考えております。また、各団体が設置したものや設置者不明のものにつきましては、今後、さらなる調査、協議を重ね、そ

の対応について検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） ①の件については今碓ヶ関総合支所長のほうから説明ありましたけども、一日も早く、手を打っていただければなど、こう思っております。

②の観光の発展ということで、市長に伺いますが、まずC l a n P E O N Y津軽ということで津軽観光圏が栄えなければならないと。活性を図るためにということで、御存じのように今山口県の萩市から50人ぐらいの編成を組みながら羽州街道ということで大館市に、大館市の市長が先頭を切りまして、そして交流会を開くということまで来ております。その対象になるのが大館市、弘前市、平川市ということで来ております。これは費用的には全部大館市が持つということで案内を受けております。私も交流会の中にもこの案内が報じられておりますので、この点について我々もぜひ参加しながら懇談会を開きたいなと個人的には思っております。問題はですね、どうすれば平川市の観光が栄えていくのかということにあると思うんです。今碓ヶ関の道の駅は改修工事を行っております。その中で国交省のお助けを頂きまして、かなりの額で助けていただいて、立派なものができるということになって、その改修工事の中に観光案内所を設けるというところの話が出ておりまして、私も設計を見させていただきました。羽州街道のこの活性化ということをうたったときにはですね、津軽観光圏の南玄関にある碓ヶ関、道の駅はですね年間100万人の入れ込みがあると言われております。ここにおいて今道の駅の観光案内所ができたとき、やっぱりあそこにはどこの地域にもあるように観光案内人をそこに配置して案内させるべきではないかと。そしていろんな方に平川市の案内をしていただき、一人でも多くおいでくださるよう皆さんに観光アピールするべきではないかと思っておりますが、市長のこの件についての御回答をお願いします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 道の駅に対する観光案内所の設置の御質問だと思いますけれども、議員御指摘のとおり観光を産業化していくというのは当市の喫緊の課題であります。ただ当市の観光資源そのものはそんなに大きなものはございませんので、今弘前を中心としたC l a n P E O N Y津軽に参画しながら、広域観光の在り方等をともに立ち上げて、一緒に周遊するようなルートをつくっていくというようなことで動いているところであります。道の駅いかりがせきに関しましては、当市にとっても非常に大事な施設であるというふうに考えて今回大規模改修を行わせていただいております。もちろん国交省の御支援も頂いておりますけれども、その場所に観光案内所を設けて人を配置するというのでございますけれども、現在の段階ではじゃあどのぐらいその碓ヶ関地域の観光案内に需要があるのかどうか、その辺が見通せない状況にあります。改修後には観光案内の方法として観光協会職員に限らず専属人員の配置は行わず、ただしデジタルサイネージによって対応する計画をしております。いわゆる画面でですね、利用者からの問合せに対し、円滑な観光案内ができるよう施設管理者と観光協会、市が連携して対応してまいりたいと思っております。トイレのところが新しくできる事務所もありますので、そこからの人材が対応する場合も出てこようかと思っておりますが、基本的にはデジタルサイネージで対応したいということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） まあ今この時代ですから、そういう機械的なもので案内するというものでございますが、機械的なものには心がありません。分かっているとおりですね、ただモニターで見ればいい、ネットで見ればいいというものではないんですよ。観光というものは心を持った案内しないと分かってもらえないんですよ。ただ見たってば何にも要らないんですよ。ネット見ればいいんですよ。画面見ればいいんですよ。そういうものでなくてですね、津軽の南玄関にある碓ヶ関はやっぱり津軽観光として心を込めてお客様をお迎えするような気持ちを持っていかねばならないと思うんですよ。そのために、先ほど言いましたけれども、大館市さん、じかに市長が先頭に立ってお迎えするための、そういうところを手がけておるんですよ。何で南玄関の碓ヶ関、平川市がそういう気になれないのか。ただそこに機械設置したからそれを見ればいいというものではないと思うんですよ。やっぱり観光というのは一人一人のお客様に対する心を持ってお迎えするというのが本当の観光ではなかろうかと、こう思うんですよ。平川市の冬にイルミネーションやりました。台湾からの提灯、こういうものをやりましたって市中だけの発展はなんも意味はないと、こう思うんですよ。やっぱりこういうところの重点的に、これはもう全国的に有名な平川市の羽州街道というところなんですから、ぜひとも心の込めた案内できる、そういう観光案内所に人を配置して、100万人と言われる入れ込みの皆様にご心をおこめて案内をして、もう一度、また、とお迎えしたいというところを見せていただきたいなと、こう思うんです。市長の考えを伺います。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 山田忠利議員の羽州街道にかける思いというのは非常に私も熱く響くものがありまして、理解できないわけではありません。心は見えないけれど心遣いは誰にも見えるというような言葉がありますけれど、その心遣いを使いながら今後どのぐらいの需要があるのか、それを調査しながら必要であれば配置というふうなことになろうかと思いますが、まずはデジタルサイネージで対応していくというようなことでもありますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） まあデジタルという言葉で現代版の回答を得ましたけれども、ぜひ真心を持った観光案内できるそちらの方向に進んでいければということをお願いして、この件は終わります。

3. コミュニティ・スクールについて、①県内の小・中学校の実態は。よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創ることを目指し、地域の学校協働活動とともに学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクール制度を導入している市町村があるのか、あるとすれば、その実績をお知らせください。

②本市13校の現状と今後の取扱いについて。コミュニティ・スクール制度推進にあつては、学校長はこれまで以上に地域と一体となった学校経営が必要となると考えます。令和2年度の市の総合教育会議においてはコミュニティ・スクールの導入を令和4年度より碓ヶ関小中併置校からスタートさせるということであったが、現在の状況と推進のスケジュール感など、取組についての考え方をお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 私から、コミュニティ・スクールについての御質問のうち、本市13校の現状と今後の扱いについてお答えいたします。コミュニティ・スクールとは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させる場所となる、学校運営協議会というものを設置している学校ということになります。教育委員会では、令和3年2月20日の総合教育会議において公表したとおり、令和4年度に開校予定の碓ヶ関小中併置校において、これまでそれぞれの学校で学校評議員会議を開催し、学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの教育を行ってきた強みを生かし、地域コミュニティの中核となる学校、それを支える地域とで特色ある学校づくりを目指すため、モデル校としてコミュニティ・スクールをスタートさせる予定であります。また、このモデル校、碓ヶ関小中併置校の検証結果を踏まえ、令和5年度以降に、体制が整い次第、そのほかの小・中学校に順次設置していくこととしております。現在、このコロナ禍の影響により、多人数で集まる会議など、思うように進めることができない状況もございますが、今後、平川市学校運営協議会規則の整備、教職員への研修、保護者・地域住民への周知など、丁寧な対応をもって進めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。県内の小・中学校の実施状況については、事務局長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 私から、コミュニティ・スクール制度における県内の小・中学校の実施状況についてお答えいたします。コミュニティ・スクールの設置については、各学校単位で設置する場合と中学校区単位で設置している場合があります。これを踏まえて、御質問のあった県内における小・中学校の導入状況についてお答えさせていただきます。市が把握した分としては、青森市では、本年度導入分も合わせて、8中学校区28校で学校運営協議会が導入されているようです。弘前市では、学校単位で小学校24校、中学校10校、中学校区単位では、5中学校区で、11校となっております。そのほか、十和田市においては、学校単位で小学校8校、中学校3校、中学校区単位では2中学校区で4校、むつ市においては、学校単位で小学校8校、中学校4校、中学校区単位では5中学校区10校、そしてつがる市においては、今年度より市内7小学校、5中学校、全ての小・中学校に導入予定ということであり、未設置の市町村についても、今後設置を検討するところが多いようであり、県内でも設置する学校が徐々に増えてきているというのが現状でございます。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） いろいろ精査していただきありがとうございます。ところで教育長にお伺いしますが、コミュニティ・スクールということになればですね、碓ヶ関にはそういう心配はないところでございますが、地域型の学校経営ということになれば、コミュニティ・スクールが実施された地域の代表者からですね、教師の皆さんに人事的なものの発言もあるということが話されておりますけれども、その件について、今説明あった青森県内の実施されている学校、またこれから実施しようとする本市でこの問題について懸念されることはあるのか、その辺の説明お伺いします。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） コミュニティ・スクールはまず目的3つあるんですが、一つ目は校長先生の学校経営方針、それに意見を述べるができる。それから二つ目が教

職員の人選、人事ですね、それについて教育委員会あるいは学校に意見を述べるができる。それから学校の方針、例えば行事とかそういうのに、この行事移せばいいんでね、とかなくてもいいんでね、とかそういう具体的な感じの学校運営方針に意見を述べることができ、その中で人選についてはまだ私は他市町村の様子はほぼ分からない状況ですが、例えばですよ、野球部の先生替わっていったので、野球部の先生取らいねが、それも一つの方法かなと思います。校長先生の方針の中に、英語の点数もっと上げないといけない。じゃあ英語の指導力に長けた人をぜひ引っ張ってきてほしい。そういうイメージかなとは思いますが。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） 諸先生においては、そのような専門職の方の選定はあると思うんだけど、トップである校長とかそういう方の人選ということに話が飛んだときにはどのような考えを持っているかということをお聞きします。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） この4月から、碓ヶ関小中併置校がそういう制度を利用するというので、今のところはちょっと具体的には申し上げにくいところです。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） まあこれからのことだと思いますけれども、その辺また後ほど機会があればいろいろ説明していただきたいなと思っております。

では質問の4に入ります。4. 教科担任制について伺います。現状と今後の取組について。今年の1月に、中央教育審議会から「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現（答申）～」の中で、「9年間を見通した新時代の義務教育の在り方」の一つに、「小学校高学年からの教科担任制を（令和4（2022）年度を目途に）本格的に導入する必要がある」という答申が示されております。子供たちの発達の段階を考えると、小学校高学年で抽象的な思考力が高まり、学習内容も高度化しています。高度な中学校での学習へ円滑に接続することが必要であり、教科指導の専門性を持った教師による指導が求められると考えられます。平川市ではこれまで、各校の要望に応える形で、専門性を持った人材の派遣や、教員の負担軽減を目的とした部活動の指導員の派遣を行ってきたと聞いています。そこで、平川市における教科担任制の現状と今後の取組について、どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 教科担任制における現状と今後の取組についてお答えします。議員御指摘の小学校高学年における教科担任制導入の議論については、教育委員会でも国の動向を注視しているところであります。当市の現状であります。小学校では、基本的に学級担任が全教科の指導を行っており、県の定数配置の中で各校が工夫して取り組んでおります。例としては、教頭先生や教務主任の先生が高学年の一部教科を受け持つ、教員相互の得意分野や得意教科を生かして授業を交換して行うなどです。また、学校規模、児童数による加配教員の配置を活用した専科指導、算数などの教科における少人数指導に取り組んでいる学校もあります。加えて、県の外国語教育充実のための加配制度を利用し、規模の比較的大きい学校に英語専科教員の配置も行っているところ

です。

今後の取組につきましては、教科担任制導入の趣旨や狙いを踏まえ、市内各小学校の実情に応じて、既に様々な実践が行われてきた現状も考慮しつつ、これまでの実績や利点が損なわれることがないように、義務教育9年間を見通した効果的な指導体制の構築を目指してまいります。また、文部科学省有識者会議では、当該教科の専科指導の専門性の担保方法や専門性を有する人材確保と併せ、教科担任制の導入に必要な教員定数の確保に向けた検討を進める必要があるとされております。今後も国や県の方針を見据え、各校の要望に応えることができるよう、積極的に対応していきたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） 9年間をもって高度な生徒をつくるというところのお伺いしました。ぜひ本市の児童生徒にこのような日が一日でも早く来てくださるよう、教育長はじめ関係者の皆さんで指導していただければということをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（桑田公憲議員） 10番、山田忠利議員の一般質問は終了いたしました。

午後1時50分まで休憩します。

午後1時36分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第4席、7番、福士 稔議員の一般質問を行います。

福士 稔議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

福士 稔議員、質問席へ移動願います。

（福士 稔議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員の一般質問を許可します。

○7番（福士 稔議員） ただいま議長の許可を頂きました議席番号7番、誠心会の福士 稔でございます。本日最後の一般質問になります。よろしく願いいたします。

まず、質問に入る前に、私から一言お礼を申し上げます。先月8月の臨時会で、健康上の理由で議長の任を降りることにしました。多くの議員の皆さんのおかげで、2年間という短い期間でありましたが、議長を務めさせていただきました。誠にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

それでは一問一答方式で一般質問をさせていただきます。通告に従い、順次質問いたします。

まず最初、来年1月の市長選における出馬表明について伺いたいと思います。この件はストレートに表現をさせていただきました。令和4年1月16日告示、1月23日投開票、平川市の市長選の日程が決まりました。長尾忠行市長におかれましては、4年の任期残すところ4か月半くらいとなりました。1期目、2期目およそ8年間の総括として、最初の1期目、停滞か前進かということで選挙戦が行われたと記憶してございます。旧平賀町、旧尾上町、旧碓ヶ関村、3町村の合併後数年後でもあり、地域間格差の是正などを目的に多くの事業、施策をこなしてこられました。健康長寿のまちとして、そして市

役所には子育て健康課の創設、そして子育てしやすさナンバーワンを目指すまちとして、全国の住みよさランクを基準に、住んでよかったと思える平川市などをキャッチフレーズとして行って来たと思っております。特に大型インフラ整備を念頭に、新本庁舎の建設に向けた実施の計画、防災拠点を備えた新体育館の建設計画など、将来の平川市に向けた取組だったと思っております。

次の2期目の公約として、平川らしさ実現に向け、7つのまちづくり推進を掲げ実践をされてきました。この内容については、現在も進行中ですので、議員の皆様が十分承知をしていると思っておりますので、あえてお話しはいたしません、私としては、この施策、大変高く評価をしている一人でもございます。

一方、昨年4月からの国の緊急事態宣言を皮切りに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、実現がかなわなかった部分もあろうかと思っております。

また、2期目の選挙の際に争点となった市役所新本庁舎は、現在も建設中であり、基本方針の策定段階から関わった市長として、施設の完成と新庁舎の開庁を見届ける責任があります。市政のかじ取り役を担って約8年間、先ほど申しました大型インフラの整備、大きなものでは猿賀小学校・平賀東小学校の改築、新体育館の建設、現在進行中の新本庁舎建設事業、各集落・町会施設の改修・改築など、様々な分野で整備が行われ、今後もまだまだ予定の事業が山積しているところでございます。

また、新型コロナワクチン接種、市の予定では11月末頃で接種完了の見込みですが、もしそれで少し収まってくれば、すぐに経済再開に向けた取組をしていかなければなりません。現在、コロナ禍の中にあつて多くの市民は、将来に不安を抱えたままの生活を余儀なくされております。私個人も含め、市長を支える最大与党党派、誠心会といたしましても、3期目の市長選、出馬を見送るという市長の選択肢は残ってございません。市長には、現在の市政が抱える課題にしっかりと向き合い、引き続き力強いリーダーシップを発揮していただきたいと思っております。

新たなデルタ型コロナの影響があり、今現在青森県内も大変な状況にあります。コロナ対策、特にワクチン接種のことで頭がいっぱいだらうと思っております。集会が開けない、会合もできない、密の状態は避けなければならない、という今日にあつては、今この場で市長に出馬表明をしていただきたいと思っております。いかがですか市長。力強い答弁をお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 福士 稔議員から来年1月に実施される平川市の市長選挙に再度出馬していただきたいとの御要望を頂きました。私自身は市長に就任以来、尾上地域、平賀地域そして碓ヶ関地域の均衡ある発展、さらには自分たちの地域は自分たちでつくり上げるといふ、そういう思いを持った市民の育成等を掲げながら、この8年間頑張つてまいりました。福士 稔議員のほうから、次も改めてリーダーシップを発揮して平川市のためという声を頂き、ありがたく思っております。

4年前に掲げた7つの平川らしさ、今のコロナ禍の中にあつて、かなり実現が難しいものもございました。ただ私が一番に掲げてあつた「子育てしやすさナンバーワンの平川市をつくる」、この思いはいまだに変わっておりません。また、住みやすさを実感できるまちづくり、この2つに関して、ここ8年ほどで、市外から平川市に住所を移された

方が235世帯ほどございます。また、市で行っている子育て住宅支援、移住者の住宅支援等を活用されながら平川市に住宅を建てている方々、ここ四、五年、70から80世帯以上の方が平川市に居を構えていただいております。出生数より亡くなる方が多い自然減につきましてはなかなか改善が難しいところではありますが、先ほど申し上げましたように、転入人口のほうが転出人口より多いという状況も生まれてきており、さらに子育てしやすさ、暮らしやすい平川市を築き上げていかなければならないというふうに考えております。

健康長寿青森県ナンバーワンを目指す、これもなかなか実現が難しく、この件に関しましては、保健協力員の皆さんのお力添えを借りながら、検診の受診者のアップを図り、また、チェックされた受診者には再度診てもらい、その数を多くつくっていかねばならないというふうに考えておりますし、健康ポイント事業、また減塩活動事業も展開しております。

コロナ禍の中にあってできなかった事業としては、何と言っても観光に関する事業が挙げられます。海外に目を向けた観光のまちを目指すというような目標を掲げました。台湾台中市との交流は続いておりましたが、このコロナ禍の影響でねぶたまつりやあどの祭り、そういう祭り等は中止を余儀なくされております。

また、再生可能エネルギーを活用した新エネルギーのまちに関しましては、バイオマス産業都市構想を掲げておりました。しかし、その中であって、なかなか次のバイオガス発電とか、バイオエタノール発電とか、これらのほうに着手できないという現状があります。長い時間をかけながらこの辺は地球温暖化に対する一つのインセンティブでもありますバイオマス発電、再生可能エネルギーの活用というのを考えていかなければならないと思います。

食ラボを使った新たな食産業の育成、これもなかなか難しく、女性の方々にも活用していただいておりますが、今の段階でこれが平川市の食べ物だというものを発掘するところまではいっていません。これも時間をかけながら、せつかく県から頂いた食ラボを活用して新たな食産業の育成にもつなげてまいりたいと思っております。

七つ目として、スポーツで元気なまち、これを掲げながら施設の整備をしてまいりました。昨年春完成したひらかわドリームアリーナ。3月にオープン記念を行う予定でありました。そして多くの方々に使っていただく予定でありましたが、これもコロナの影響でなかなか大きなイベント等が開けない状況であります。ただ、今回のコロナワクチンの接種に関しましては、この施設を使わせていただいているということは、ひらかわドリームアリーナができた一つのいい面ではないかと思っておりますし、ひらかわドリームアリーナそのものは、防災の拠点でもありますので、今後さらなる活用が期待されます。

これ以外にも、総務課に広報広聴係を設置し、平川市のシティプロモーションを様々な形で発信させていただきましたし、次の世代の若者を育てるということで、ユース議会も発足させていただきました。

私自身、今まで自分でできる限りの力を発揮させていただきながら、これらの施策を点検してまいりましたが、何といても議会の御理解、また市役所職員の御理解、市民の御理解を頂かなければ、こういう事業はできるものではないと思っております。富士稔議員のほうから、現在建設中の新庁舎完成まで責任を持って、というふうなお話もござ

いました。この新庁舎は、これからの平川市の一つのシンボルになるものと思っております。多くの市民の皆さんに市役所に来ていただき、市役所がこんなにも使いやすい、市民の皆さんが使いやすい施設になったということを実感していただければと思います。

私は今回、様々な思いを持ちながらこの場に立たせていただいております。ぜひ、リーダーシップを取ってほしいという皆さんの熱い思いを胸に受け止めるべきか否か考えたこともございました。ただ、今の私に課せられた使命は平川市をさらに前に進めていくことではないかと考えるに至りました。20年前、今の衆議院議長であります大島理森先生から1冊の本を頂きました。マックス・ウェーバーの「職業としての政治」という本であります。ウェーバーはの中で、政治家にとって必要なのは政治に対する情熱であり責任感、そして場面場面での判断力が必要であるというふうに書かれております。この本を頂いて以来、私は常に自分の心の中にこの情熱、責任感、判断力というものを置いております。今回もこの自分自身の、平川市の未来に対する思い、情熱。また先ほど福士 稔議員からも言われました、自分が今までやってきた仕事に対する、事業に対する責任感。そしてそのときそのときの判断力。これらがまだ自分にはあると改めて思い立ち、来年1月の市長選に立候補を決意しております。

様々、私自身至らないところは多い身でありますけれど、多くの議論を重ねながら、平川市の未来が、またこの平川市に住む子供たちが、またこの平川市に住みたいと思えるような長期総合計画に掲げる「あふれる笑顔 ぐらし輝く 平川市」「住みたい・産みたい・育てたい」そういう平川市をつくり上げてまいりたい。そういう思いで、立候補を決意いたしましたので、福士 稔議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） 心強い答弁大変ありがとうございます。また、今後の抱負までおっしゃっていただきました。長尾忠行市長には今後も幅広い視点に立った政策を基本とし、平川市のために邁進していただきたいと思っております。市長、大変ありがとうございます。この件に対してはこれで終了させていただきます。

それでは、次の質問に入りたいと思っております。2. 財政調整基金と災害対応について伺いたいと思っております。

毎年11月頃、平川市財政運営計画の議員説明会を行ってございます。皆さんのおかげで、先ほども申しましたが議長職2年務めさせていただきました。その間、多くの市民から、財政の問題、新型コロナウイルス関連の問題、苦言や苦情の声が寄せられました。このような状況を踏まえ、市民目線での一般質問とさせていただきます。と思っております。

先ほども申しあげました大型公共事業、猿賀小学校・平賀東小学校の改築、ひらかわドリームアリーナの新築、今現在進行中の新本庁舎の建設、集落施設の改修・改築など、一般の方から、このような状態で基金を使い尽くしてしまうのではないかと、そういう多くの声を頂きました。それに合わせ、もしこの平川市に大規模な災害等が発生した場合に備えての基金は大丈夫なのかという声も頂いております。

市民の方々は基金の1つである財政調整基金が市の貯金だと考えております。基金には種類があることも説明はしております。我々議員は年に1回財政運営計画についての詳しい説明が行われており、納得はしているものの、市民に聞かれてもなかなかうまく説明・説得ができない状態です。各基金残高を中心に説明をして、今現在は十分対応で

きる金額が残っているのであまり過度にならなくても、というふうにお答えをしているところです。

そこで、近年大型建設事業が続きました。今後も健康センター、尾上分庁舎、金田小学校など、改築・改修が予定されている中、先ほども申し述べました、市民からは財政的に大丈夫なのかという不安の声がよく聞かれております。一方で、近年、大雨による大規模災害が全国で発生しております。このような災害がもし当市において発生した場合、財政上大丈夫なのか。もちろん、災害の規模にはよると思います。近年、あまり平川市にはとつびな大きな災害というものは来てございません。平成25年の大雨被害、土砂崩れですね。あとは三十数年前の台風19号。当時は平賀町でしたけれども。そういう災害を忘れかけてるんじゃないかと。これは私もそう思いますし、一般の市民の方もよくテレビで今大雨とかいろんな報道がされているわけです。そのようなこともあり、財政上は大丈夫なのかと。そして、もし災害が起きたら、どのくらいの基金を充てられるのか懸念をしております。そこで、現状の基金の状態はどうなっているのか。基金にはいろんな用途があると思います。それも含めて、現状を説明していただきたい。

次に、これまでに実施した大型建設事業について、最終的な市の負担は幾らになっているのか、今まで建設された既存施設を実例として説明を頂ければそれもしていただきたいと思っております。

また、数十年に一度の大規模災害の発生に備えるだけの基金を保有しておくべきと考えますが、市では今現在どのくらいの金額を想定しているのかお知らせをいただきたいと思っております。市長、答弁お願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 財政に対して大変心配を頂いている声が多いというふうなことでございますけれど、福士 稔議員御質問の、財政調整基金と災害対応についてお答えをしたいと思います。

議員御指摘のとおり、新市建設計画に基づく合併特例債の発行期限が迫る中、ハイペースでの投資事業に対しまして、市民から財政運営を心配される声があるのは、私も承知しております。その際、当市の財政運営の考え方として、大規模災害や将来の公共施設等の維持管理経費の財源を確保するというのを念頭に、御説明させていただいているところであります。当市では、建設事業が将来的な財政運営を圧迫しないよう、起債充当率や交付税算入率が高い市債を発行し、極力、一般財源の支出を抑えることとしております。その上で、毎年作成する財政運営計画においては、後年の返済額や交付税算入まで含めた試算を行い、安定的な財政運営が維持できるものとして、基金残高などの見通しを示してきたところあります。

次に、大規模災害などを想定し、当市の財政運営上、最低限必要な基金保有額についてお答えいたします。当市の基金保有額の考え方として、過去の大災害であります平成3年の台風19号に要した復旧経費である約20億円という金額を意識してきたところあります。議員御指摘のとおり、近年全国で発生している大雨被害のような、数十年に一度の大規模災害が発生したとなれば、過去に要した金額を上回ることも想定されます。また、将来の備えとしては、これら災害のみならず、当市で保有する公共施設について総合管理計画に沿った維持管理を可能とするため、将来の大規模改修などを想定した一

定の財源として、最低限50億円は確保したいと考えております。

各基金の状況及び既存施設の建設事業に係る負担額の御質問については、企画財政部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 企画財政部長。

○企画財政部長（西谷 司） 私からは、一般会計に属する基金の状況とその用途について御説明いたします。なお金額につきましては、令和3年度当初予算編成時における年度末の基金残高見込み額となっておりますので御了承ください。

まず、財政調整基金であります。令和3年度末の残高を約22億6,000万円と見込んでおります。この基金は特に用途を限定せず、市の財政全体の財源調整のため活用されるものであります。

次に、市債管理基金ですが、これは市債の返済を円滑に行う目的で設置されているもので、年度末残高見込みは約18億7,000万円となっております。

次に、その他の目的を持った基金として、公共施設等整備基金は、市の公共施設等の整備費用の財源として保有しているもので、年度末残高見込みで約41億5,000万円となっております。

また、合併振興基金は、新市建設計画に定められた事業の財源として保有しているもので、年度末残高見込みで約18億3,000万円となっております。

以上4点の基金合計では、約101億円の残高見込みとなっております。

続きまして、建設事業に係る市の負担額について、実例といたしまして令和元年度に完成いたしましたひらかわドリームアリーナ整備事業を参考に御説明いたします。この事業費の総額は、約28億4,000万円でございます。この財源として、緊急防災・減災事業債と合併特例債の2つを合わせ、約27億8,000万円の借入れを行いました。この2つの市債については、元利償還の際に交付税措置されるもので、その算入額合計は約19億5,000万円と見込んでおります。

以上のことから、ひらかわドリームアリーナ整備事業に係る実質的な市の負担額は、事業費総額約28億4,000万円に対し、その約3割に当たる約8億9,000万円となります。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） ありがとうございます。まず、今の答弁を頂きまして、我々議員としてはそれぞれ、財政運営計画、細かいところまで説明を受けているわけですので、その点については理解もしてるし、仕組みも分かっているつもりです。しかしながら、市民の一般の人っていうのは、議会の中ではきちんとした数字で皆さん討議・討論されるわけですので、それは分かります。私はよく、ただいまひらかわドリームアリーナの実例を挙げておっしゃっていただきましたが、私は市民目線に立てばこういうふうなお話をします。例えば、100万円の車を買うと。30万円は頭金、自前で払うと。あとの70万円は自動車ローンを読むと。ローン自体も本人がそれ払っていくわけです。車の代金ですから。それが国から来るんだと。そういう分かりやすい説明をしないと、市民の方っていうのは納得しないんですよ。もう一つ簡単な話へば、1,000万円の家を建てると。300万円頭金だと。700万円は住宅ローンだと。その住宅ローンが自分で稼いで返すんでなくて、国が返してくれるんだと。まあ起債を起こすわけですから利息は当然払っていかねばならないと思いますけれども。そういうふうな説明をして理解を得る。我々

も話はしてるんです。あんまり難しく、我々と理事者側は分かるんです。一般の方分からないっていうのはその部分なんです。どういう起債がつくられているのか、それこそ財政運営計画の中に入っているもの広げて説明はしますけども、そいだけば国でじえんこけるんだべと、簡単に言えばそういう感じなんです。だから、この財政運営っていうのは、先ほど新規の話もちよっといたしましたけれども、一般の市民に分かりやすい説明、これが私基本だと思います。議会では理事者側と議員ですので幾ら難しい話、利用体系の話しても構いませんけれども、私はやはりそういうことが今の市民にとっては一番大事じゃないのかなと。そういうふうと考えております。間違ったことはしておりません。非常にいろんな起債、有利な起債を用いて、いろんな建物改修とか改築とかやられております。努力は認めます。私もそう思います。しかし、一般の市民の方がそういうふうな感覚で見てるということも併せ持って理事者側も覚えていただきたいと、そう思います。

それでは先ほどの件は企画財政部長、分かりました。それでは再質問に入らせていただきます。財政運営計画の説明では、基金の総計、これに土地開発基金10億円、これが含まれてございません。土地開発基金は名前のとおり市で用地を取得するという用途に限定されていると私は理解してございますが、もしこういう大規模な災害が発生した場合、先ほど市長が50億円ぐらいは見込んでいると、そういう話もありましたが、財政運営計画の中では、令和7年度で50億を切ると。そういうふうな試算も出てございます。その場合、この土地開発基金10億円、これも取崩しができるものなのか、そのところを伺いたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 企画財政部長。

○企画財政部長（西谷 司） それではまず、当市の財政運営計画の中で土地開発基金が基金合計に含まれていない理由についてお答えいたします。当市の土地開発基金は、公共事業に利用予定の土地について、正式な事業着手に先立って取得する目的で制度化された基金であり、令和2年第2回定例会で、その積立額を10億円の定額運用基金とすることで、基金条例の改正をしております。市が通常土地取得を行う場合は、その買収に係る予算案について、議会の議決を経て執行します。しかし、この土地開発基金を活用するケースとしましては、この基金で土地取得を行ったあと、その取得した事業費を国庫補助や起債の対象とするために、その事業が実施される年度に初めて予算化し、土地開発基金から土地を買い戻す手続を行います。このように土地開発基金を利用して土地を取得する場合には、その行為を明らかにするため、本定例会の一般会計補正予算案に計上している新館野木和町居線道路改良事業の用地先行取得のように、債務負担行為を設定しているところでございます。以上のようなことから、土地開発基金は、一般会計で取り扱うべき基金ではありませんので、当市の財政運営計画でも基金合計に含めていないことを御理解ください。

次に、この土地開発基金を大規模な災害などが発生した場合に取崩しできるのかという御質問であります。土地開発基金のみならず、当市の全ての基金について、それぞれの基金目的以外にも活用できるように繰替え運用の規定を設けておりますので、取崩しは可能です。仮に、目的外で取崩しを行ったとしても、その金額は将来的に取崩しされた基金に返済するルールとなっております。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） 分かりました。大規模災害が発生した場合、取崩しは可能だということですのでよろしいですね。まあ、ルールですので、取り崩した分は後ほどまた財政がいいときにまた繰入れをします。そういう考えでよろしいですね。

基金自体、先ほど私も聞き取りの中で、用途を限定しない分、財政調整基金をはじめ市債の管理基金、公共施設等の整備基金、合併の振興基金、先ほども言いましたとおり101億円ぐらいございます。今の一般の市民の方が危惧されているとか心配しているというのは、合併特例債のことです。合併特例債、たしか149億4,000万円ほどだったと思いますけども、3分の1のお金で市の持ち出しは済むと。そうすれば、149億円、約150億円、その半分が市の持ち出しになるわけです。もちろん合併特例債、今後のいろんなものに組替えをして、例えば尾上の庁舎の大改修、そういうものに順次変わって行って、まだ使い切っていないと思いますが、将来的には全て使い切ってしまうと。市民の一般の方は150億円の中の75億円は使うんだと。そういうふうな考えで来るんです。だから我々は説明をするんです。やはりこの建物を建てていく、もちろん建物ばかりではありません。お金はかかります。災害もあれば困ります。なければいいにこしたことはございません。しかしながら、この財政上の問題としては、やはり貯金というものは一つの形ですぐ見える形にしておいたほうがいいと思います。これは私の考えです。それぞれの用途目的があって基金を積み立てているわけですから、それは我々には当然分かります。基金残高も全ての基金のことをお話をして、基金であるということも承知してございます。しかし、先ほど言ったとおり、一般の方はよく言われる財政調整基金、これが貯金だと思っているわけです。そこら辺のところ、もしこれから何かあってまたそういうお話が出てくれば、やはり傍聴者や議会ですので一般市民の方に分かりやすい質問をというふうにうたってございますので、やはりそういう説明の仕方の工夫も考えておいていただければ幸いです、財政上の問題ですので、間違っていないし大変苦慮しているのも分かってございます。今後とも、どうかマイナスにならないように頑張っていたきたいと思います。

そして、もう一つ再質問をさせていただきます。例えばですね、公共施設等整備基金、これが一番額多いわけですがけれども、いろいろ建物とか関係ございます。私は、この大規模災害、ないにこしたことはないと思いますけれども、本年ちょうど1か月前、むつ・下北大変な災害がありました。橋は流され道路は壊れ、約800人が被害を受けたと。やはりああいう災害はいつどこで起きるか分からないんです。大雨被害です、台風9号の温帯低気圧、それがああいうふうな大きな災害をもたらすんです。この災害についてハザードマップもみんな配付してございます。でもあんまり災害がないとちょっと気が緩むというか、忘れがちだと思います。昨日も朝、平川市の山手大変でした。大雨被害。あつという間に側溝があふれてしまいました。道路が川のようなようでした、私帰る頃。でもこっちは晴れてるんです。こっちは青空、町居から向こうが真っ暗なんです。びっくりしました。この大雨被害というのは、気象災害ですね、やはりそういうのはある程度台風とか大雨は気象庁のあれで予測はできるんです。一番予測できないのが地震、火山爆発もございましてけれどもそれはさておいても、そういう災害がないことを祈りますが、あったときの場合に備えての私は災害に向けた準用基金とか準備基金とか、そういうもの

も設けてはいいんじゃないかなと。これは私の考えです。今後そういう考え、もしありましたらそこを伺いたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 企画財政部長。

○企画財政部長（西谷 司） 議員から御提案のあった災害等準備基金について、お答えいたします。想定外の大規模災害への対応としましては、先ほども申し上げましたとおり、当市の全ての基金を財政出動が可能なように基金条例を整備しております。議員御指摘のとおり、当市の財政運営上、災害への備えとしての考え方も重要ではございますが、まずは、長期に安定的な行政サービスを維持できる支えとしての基金活用を考えてございますので、今のところ災害対応に特化した災害等準備基金を造成する予定はございませんので、どうか御理解いただきたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） 主旨は分かりました。まずはこれから大きな災害がないように祈るばかりでございます。今後とも財政上の問題、建設の問題、災害の問題、いろいろなこと生じてくるかと思ひます、コロナもその一つになるのかもしれませんが、やはり災害はいつでもあるということを念頭に、今後とも頑張ってくださいと思います。この件についてはこれで終わりいたします。

次に、3. 10年後の農業、20年後の農業の在り方について伺いたいと思います。これは私いつもよく口にする一般質問の内容でございますけれども、近年、非常に農業が苦しくなっている。そういうことも踏まえまして、昨日の新聞でしたか、もう水稲ではつがるロマン、青天の霹靂は500円程度ぐらいでしたけれども、農協で生産者に渡す概算金、いわゆる仮渡金です。前年度に比べて3,400円も低いと。やはりこれもコロナの影響がかなりあると思ひます。しかし、2年前に私も6月議会でこの労働力不足と農業については一般質問させていただきました。もしコロナが収まって経済が再開してもその状態に戻るだけです。農業は。私はこの農業というのは平川市の基幹産業でもあり非常に大きなテーマだと思ひます。どうしていいのかわからない。私も分かりません。本当のところ。やはり10年後の農業、20年後の農業、やはりここら辺については今、市がどういう考えでそういう感覚を持っているのか、やはり私としてはそういうことを市長に今現在今後の在り方についてどういう方向性があるのか。これは難しい問題だと思ひます。そこら辺のところ、もし考えていることがございましたら、答弁をしていただきたいと思ひます。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 議員御指摘のように農業に関する問題は非常に多岐にわたります、非常に難しい問題でございます。当市の10年後、20年後の農業の在り方がどのようになるかという御質問でございますが、まず、当市の農業が抱える問題として、人口減少や高齢化が急速に進んでいる中、労働力不足や後継者不足などを要因とし、離農や経営規模の縮小により、経営する農地が減少を続けていることが挙げられます。特にりんごを中心とした果樹産業では、この減少傾向が強く現れております。この背景として、果樹の生産は、高い栽培技術と農協などをはじめとする整備された集出荷体制によって、高品質と安定生産を目指してきた一方、摘果や収穫など機械では困難な作業が多く、他の品目と比較し、より多くの労働力を必要としてきました。また、整枝や剪定など果樹

特有の高度な技術を要することから、新たに取り組もうとする生産者にとって高いハードルになっています。農林業センサスの結果によると、青森県の果樹類の栽培経営体数は、2010年から2015年までの5年間で、約11%減少し、その後2020年までの5年間では、約16%減少しております。これは、果樹の生産において、労働力不足が一因となり、影響が現れているものと考えております。そのような背景から、10年後や、さらに20年後の農業を考えますと、栽培面積の減少や農業者の減少は続いていくものと、現時点では捉えております。

そのため当市では、引き続き、国・県の施策を見極めながら、労働生産性の向上や新たな担い手の育成・確保、災害リスクへの対応、優良品種や品目への転換といった4本の柱を掲げ、重点的に取り組んでまいります。その中でも特に、労働生産性の向上と新たな担い手の育成・確保に取り組むことにより、労働力不足の解消を図ってまいります。

具体的な取組として、まず、労働生産性の向上に向けては、省力樹形やICTなどの先端技術を活用した農業機械の導入が有効とされており、農業者の取組を後押ししてまいります。

次に、新たな担い手の育成・確保をしていくためには、新規就農者の育成とともに、栽培技術の向上を図るほか、地域の合意形成による園地の集積・集約化に一層取り組んでまいります。また、引き続き農業経営の法人化を推進し、経営基盤の強化を図ることで、安定的な雇用の確保や、経営の拡大・発展につなげていきたいと考えております。当市のりんご産地を維持していくため、今後も進む農業者や栽培面積の減少に対して、国や県のほか、農協などの関係機関と連携し、効果的な施策に取り組んでまいりたいと考えております。以上申し述べさせていただきましたが、具体的にというところはなかなか難しい面がありますので、今後も皆さんとも協議しながら、平川市の農業をどういうふうにすれば10年後20年後も維持できていくのか、また農家が農業で生きていけるような状況になっていけるのかを模索してまいりたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） ありがとうございます。私下手くそなものでちょっと時間、数少なくなりまして、大変申し訳ございません。最後の質問です。この件については、もう一度整理してまたの機会に一般質問させていただきたいと思います。

先般、青森県の最低賃金が、現行の793円から822円に改正されました。国では10月6日からの発効となりますが、今後の平川市の農作業の臨時雇用労賃がどれくらいになるのか、もし分かってございましたらお知らせください。お願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（今井龍美） 農業委員会では、営農計画の参考となるよう、毎年、臨時雇用労賃について、総会で協議しております。令和3年の雇用労賃は、前年に示された最低賃金の793円を基に、1日当たり8時間の計算で、端数を切り上げて6,400円としております。令和4年は、先般示された822円を基に計算いたしますと、6,600円となる見込みです。この雇用労賃については、例年、12月の農業委員会総会に諮ったあと、広報紙や市ホームページにて周知しております。今年度も同様のスケジュールで周知し、営農計画を立てる際の参考にしていただきたいと思いますと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） 時間がなくなりましたので、これをもちまして私の一般質問を終了させていただきます。農業委員会会長、大変失礼いたしました。どうもありがとうございました。

○議長（桑田公憲議員） 7番、福士 稔議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、13日、午前10時開議とします。

本日は、これをもって散会します。

午後2時53分 散会

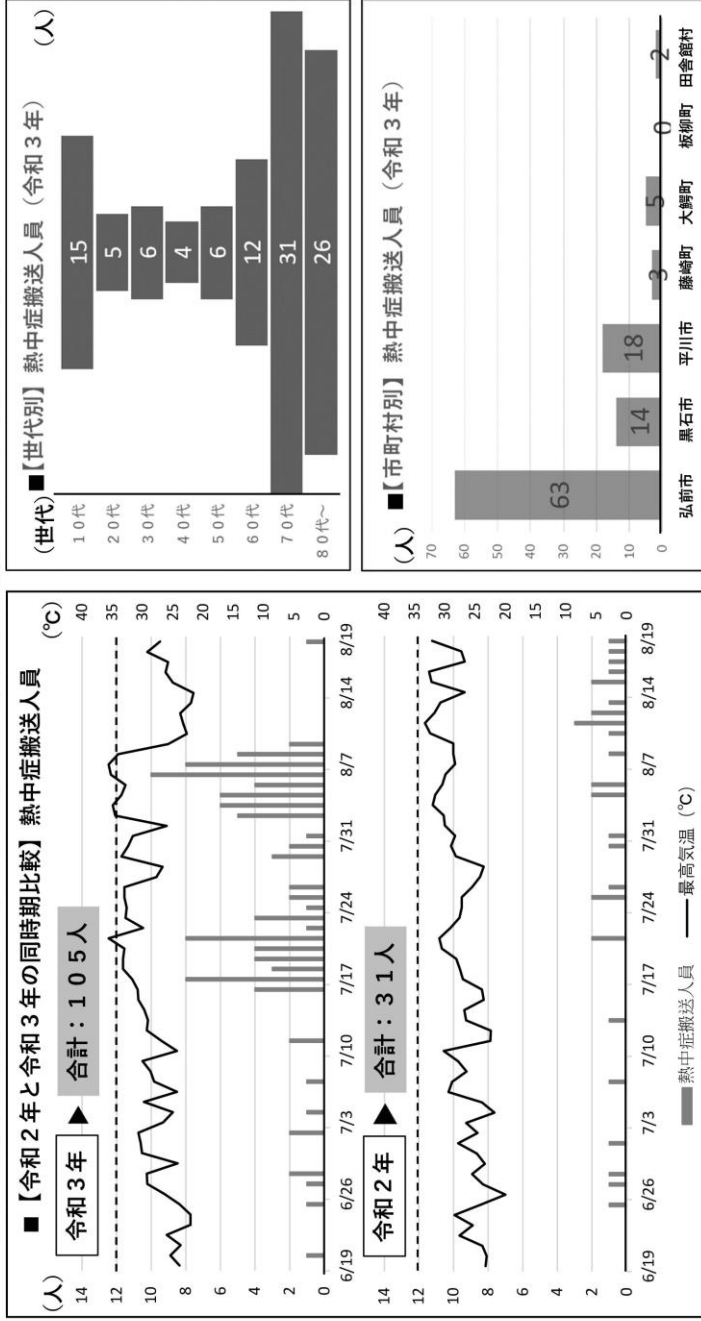
1 暑さ対策について

資料 1

R3.9.10 一般質問資料
葛西勇人作成

(1) 現状

- ・今年は最高気温35度前後の日が連続したため、**熱中症搬送人員が前年比5倍**となる。
- ・今年の熱中症搬送人員のうち**70歳以上の高齢者が、全体の5割強**を占めている。
- ・今年の熱中症搬送人員の中で、当市は、弘前市に次いで多い状況である。



※令和2年及び令和3年6月19日から8月19日までの、弘前地区消防事務組合管轄の市町村内における熱中症(疑い含む)事案出動状況
資料：弘前地区消防事務組合

1 暑さ対策について

(2) 課題

- ・熱中症対策に関する総合的施策がない。
- ・熱中症警戒アラート発令時や連続した真夏日予報時に、市民が一時的に暑さをしのぐために公的施設を開放する運用になっていない。
- ・クーラー購入（買い換え含む）支援策がない。
- ・市民に対して、熱中症の予防と対処法に関する情報提供の機会が少ない。

(3) 要望

災害級の暑さによる健康被害から市民を守るべく、**熱中症予防のための環境づくり**を要望

- ① 「暑さ対策」を、当市長期総合プランの「安全・安心なまちづくり」における**主要施策**に加えて、その環境づくりに取り組む。
- ② **全指定緊急避難場所にクーラーを設置**。もし熱中症の危険が見られた場合は、そこを市民の一時避難場所として**開設**する。
- ③ **経済的弱者へのクーラー購入・設置支援**。
- ④ **熱中症の予防・対処法の普及啓発の推進**。
- ⑤ **暑さ対策情報ポータルサイトの開設**。

※暑さ対策に関する先進事例として、右記の大阪府の暑さ対策「暑さから身を守る3つの習慣」を参照願います。

資料2

R3.9.10 一般質問資料
葛西勇人作成

(先進事例)

大阪府の暑さ対策「暑さから身を守る3つの習慣」

① 備える習慣	暑さにつよい「からだづくり」 * 10の健康づくり活動の推進！ 【主な取り組み】 ・暑くなる前の時期から汗をかく運動の継続を啓もう活動 ・「熱中症」を知り、汗をかいた時はこまめに水分・塩分補給
② 気づく習慣	暑さを知らせる「情報の活用」 * 危険な暑さに気づく！ 【主な取り組み】 ・熱中症警戒アラートのメール配信サービスの実施 ・暑さ指数（※）メール配信サービス（無料）の活用 ※ 「暑さ指数（℃）」とは、気温の他に湿度なども考慮した熱中症予防の数値。 25℃以上「警戒」、28℃以上「嚴重警戒」、31℃以上「危険」となる。
③ 涼む習慣	暑さをしのぐ「クーラーの利用」 * 自分の感覚だけに頼らない！ 【主な取り組み】 ・特に高齢者等へのクーラー利用促進を啓もう活動 ・古いクーラーの最新機種への買い替え促進（省エネ化） ・経済的な事情等によりクーラーを所有していない世帯への資金貸付（生活福祉資金貸付制度）及び必要な相談支援 ・「おおさかクーラオアシスプロジェクト」 涼しい空間を提供する一時避難所（協力施設、店舗）を設置

参照：大阪府暑さ対策情報ポータルサイト

温暖化を考慮し、今から当局として「暑さ対策」に取り組むことを要望！

2 資源物の回収促進について

(1) 現状

- ・いまだに資源物が入っている燃えないゴミ袋が散見され、分別回収が徹底されていない。
- ・「プラスチック資源循環促進法」によるプラスチック資源の分別回収、再商品化の促進

(2) 課題

- ・当市として「ごみの減量化と再資源化の推進」に取り組んでいるが、マンネリ化してきているため、更なる資源物回収の意識啓発とその促進に取り組む必要がある。

(3) 要望

- ・当市の資源物の回収促進のため、以下の3点を要望

NO.	目的	具体的な取り組み	検討項目
①	市民への資源物回収関連情報の公開	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への資源の有効利用、ごみの減量意識を啓発し、分別する行動の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・有効な情報内容の精査 ・更新頻度などの運用方法 ・市民への周知・普及策
②	町会ごとに資源物の回収量に応じた報奨金の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・回収量に応じた報奨金を交付 ※報奨金額は、「資源ごみ集団回収報奨金」事業を参考にする 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収量の計測方法 ・有効性ある報奨金額の設定 ・市の財政的負担
③	資源物回収ステーションの増設 （※現在、健康センター、尾上総合支所、碓ヶ関総合支所の3箇所に設置）	<ul style="list-style-type: none"> ・市民がいつでも排出できる環境を整備することで、家庭内保管負担を低減 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出時間などのルール設定 ・不法投棄などの防止策 ・ステーションの維持管理

当市として「資源循環型社会」「低炭素社会」実現に向けて更なる取り組みが必要！

資料 4

R3.9.10 一般質問資料
葛西勇人作成

3 平川市陸上競技場・インフィールドの人工芝化の実現可能性について

- (1) 前回の提案
- ・平川市陸上競技場を、サッカーなどの運動競技で通年利用でき、またいつでもスパイクの使用を可能とするため、そのインフィールドの天然芝を人工芝にすることを提案。
- (2) 前回の教育長、事務局局長答弁の概要
- ・人工芝化した場合、概ね1億円程度の予算が必要。toto助成金活用しても**費用負担が大きい**。
 - ・(陸上の練習場所として) **人工芝化について今の段階では分らないが可能だとは思いません**。
- (3) 天然芝と人工芝の比較

	メリット	デメリット
天然芝	<ul style="list-style-type: none"> ・季節感を感じながら表情の変化を楽しめる ・夏場は涼しくリラクゼーション効果が期待できる ・施工時での材料などの初期コストは安い ・メンテナンスよければいつでも利用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬になれば変色したり、枯れるリスクもある ・運動競技の利用方法によっては使用制限あり ・芝刈り、水やり、雑草対策など定期的メンテナンスが必要のため、維持管理費が高い
人工芝	<ul style="list-style-type: none"> ・敷く場所を選ばず、通年芝空間を利用可能 ・耐久性に優れているため、運動競技の利用方法による使用制限はほぼない ・メンテナンスいらずで維持管理費が不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・通年変化がないため季節感がない ・人工的な見た目は否めない ・施工時での材料などの初期コストが高い ・耐用年数：10年程度（芝が寝てしまうため）

個人調べ

- (4) 人工芝化の実現可能性についてのご質問
- ①**費用面以外**での課題の有無、及び課題がある場合はどのような課題があるのか？
 - ②天然芝、人工芝各々の整備にかかる**初期費用**（toto助成金含む）と**年間維持費**はいくらか？

平川市陸上競技場の利活用推進のため、インフィールドの人工芝化を強く要望！